

平成25年第3回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成25年3月13日（第7日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	教育長	江口武好
総務課長	百武和義	財政課長	片渕克也
税務課長	吉原拓海	企画課長	相浦勝美
住民課長	一ノ瀬清雄	保健福祉課長	鶴崎俊昭
長寿社会課長	片渕敏久	廃棄物対策係長	土井一
水道課長	荒木安雄	下水道課長	赤坂和俊
産業課長	小野清次郎	農村整備課長	嶋江政喜
土木管理課長	赤坂隆義	建設課長	岩永康博
会計管理者	岩永信秀	学校教育課長	北川勝己
生涯学習課長	本山隆也	農業委員会事務局長	大串玲子

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	原田嘉典
議事係長	吉岡正博
議事係書記	稲富健一

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

13番	内野さよ子	14番	西山清則
-----	-------	-----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第19号 平成24年度白石町一般会計補正予算（第6号）
（質疑・討論・採決）

日程第3 議案質疑

議案第5号 白石町水道事業における技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定について

議案第6号 白石町特定環境保全公共下水道条例の制定について

議案第7号 白石町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

議案第8号 白石町営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第9号 白石町都市公園条例の一部を改正する条例について

議案第10号 白石町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

議案第11号 白石町営住宅等整備基準条例の制定について

議案第12号 白石町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

議案第13号 白石町道路法施行条例の制定について

議案第14号 白石町立六角保育園の指定管理者の指定について

議案第15号 白石町立有明みのり保育園の指定管理者の指定について

議案第16号 土地改良事業の事務の受託について

議案第17号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議について

議案第18号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議について

議案第31号 固定資産評価員の選任について

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第112条の規定により、本日の会議録署名議員として、内野さよ子議員、西山清則議員の両名を指名いたします。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、議案第19号「平成24年度白石町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

申し上げます。

質疑の際は、予算書の何ページ、説明資料の何ページとはっきりお示してください。

まず、歳入1ページから26ページまで、質疑ありませんか。

○久原久男議員

歳入の3ページ、ここに自動車の重量贈与税と取得税交付金があります。ここに増減があるわけですが、この増減した要因は幾らわかりますか。

○吉原拓海税務課長

まず、自動車重量贈与税についてお答えいたします。

これにつきましては、今回補正で850万円の減収というふうなことで見込んでおりますけど、国、県から示された決定見込みによるものというふうなことで減額補正をいたしております。

それから、自動車取得税交付金についてですけど、この分については90万円の増額補正をいたしておりますけど、これについても県から示された交付決定見込みが出たというふうなことで、当初予算から補正をいたしたものでございます。

中身についての増減については、まず県に交付された税額について、市町村が道路の延長及び面積について案分されるというふうなことでなっておりますので、その分の率が毎年少しずつ変わりますので、その分によって増減がなされたものというふうなことで判断いたしております。

以上です。

○久原久男議員

この件で、例えばこの取得税、自動車を登録した場合にこの取得税かかるわけですが、登録件数が減ったとか、その辺のことはわかりますか。

○吉原拓海税務課長

自動車取得税については、県が自動車の取得に対して自動車の課税する税金でありますので、県に納付された税額の100分の95のうち、10分の7を市町村が管理する道路の延長及び面積に案分されて交付されるというふうなことでなっております。ただ、自動車の取得税については、エコカー減税とかそこら辺があっておりますので、実際は増額というふうなことでなっておりますけど、当初の指示よりも少し台数については変更があつてのものだと思っております。ただ、台数についての全国的なレベルの台数についてはちょっとうちのほうでは今のところ確認できないような状況です。

以上です。

○久原久男議員

この軽自動車にしろ、普通自動車にしろ、登録台数は全国的にもふえているわけですよ。そういうあれから考えて、取得税の交付金が90万円ですか、このぐらいのもんかというふうなあれを持つわけですが、その辺のことについて。

○吉原拓海税務課長

今回の補正につきましては、当初予算に対して90万円の増額補正をいたしたというふうなところです。当初予算についてはある程度の見込み数を出しておりますので、この90万円の増額補正については当初予算から今回ある程度の決算の見込みが県から指示されたというふうなことで補正をいたすものでございます。

○片渚克也財政課長

24年度の当初予算額が、23年度の決算額に対して134%の見込みで一応計上をしておったところでございます。

以上です。

○白武 悟議長

ほかございませんか。

○片渚 彰議員

ページで、16ページからページの22ページぐらいの総評なんですが、ここ減額補正をされております、これについてちょっとお伺いします。

これは、国庫支出金と県費もありますが、こういう国に返す分ですね、負担金でいただいている分を返す分で減額補正をしてあると思っておりますが、これは年度末に国、県に送金して返すもんか、それとも次の交付金の中でやりとりをされるもんか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思っております。

○片渚克也財政課長

予算の編成に当たりましては、それぞれ国なり県なりの負担率がございまして。町においては、歳出額をある程度見込みまして、それぞれの負担率をこれぐらいの歳入があるだろうということで想定して予算に計上いたします。年の途中、あるいは大概2月、3月で最終的な見込みが出てまいりますので、そのときに見込み額でまた報告をします。決算が済みまして、4月、5月になりますと精算額でまた報告をします。一応、見込み額が出ますので、県としては最終的な見込み額に応じた交付額ということになりますので、一応3月の補正予算で歳出に合わせたところで歳入歳出ともそれぞれの補助金、負担金については減額をしていくというふうな流れになっております。

○片渚 彰議員

その後の金のやりとりというんですか、交付金、次年度の交付金で調整するもんか

ですよ、5月の出納閉鎖の時点でどうされるのか、その辺ちょっとお尋ねしていましたが。

○片渕克也財政課長

例えば、例的に申しますと、医療費等については、医療費の扶助費等については翌年度の交付額の中で精算するという方式のものもございます。農業関係の補助金等については、ある程度例えば機械の導入だとか、そういうのが終わりますので、見込みができます。医療費については3月の支給まで待たないとわからないという部分もありますので、それぞれの補助金の種類によって、翌年度で精算するもの、あるいはその年で精算をして、ある程度の額を見込んだところで確定をさせるものというふうにございますので、一概にどうという形では言うことはできません。

○白武 悟議長

ほかございませんか。

○秀島和善議員

一般会計補正予算の予算書でお尋ねをいたします。

まず1点目に、補正予算書15ページ、2項の負担金、1目の民生費負担金のところでは、節に595万円の減額補正です。説明として管外保育委託保育料280万円減額補正です。もう一つが、須古の保育園の保育料300万円減額補正です。まず、この管外の保育委託保育料の説明をお願いしたいと思います。どの地域の保育園で、何名の子供の児童数なのか。須古保育園の減額補正についての説明もお願いしたいと思います。300万円の減額補正ですね。これが第1点です。

2点目に、次のページの16ページ、14款の国庫支出金、1目民生費国庫負担金に関するところですが、3節児童福祉費負担金、減額補正で1,762万5,000円とありますけれども、説明にまず児童手当交付金減額補正で1,025万円、この内容についての説明。もう一点、同じ箇所の子育て支援費負担金須古保育園分、減額補正で402万5,000円、この児童福祉費負担金の減額補正の説明をお願いします。

3点目です。ページ数、19ページ、2項の県補助金、1目総務費県補助金に当たります。説明にJR長崎本線（肥前山口諫早間）沿線地域特別助成金、減額補正で653万6,000円です。まず、この全体の助成金の意義、どういう目的でこの助成金がつくられているのか。全体の予算、それに対しての白石町への配当分について、どのようになっているんでしょうか。今回減額された理由。

続いて、20ページです。

20ページの4目農林水産業県負担金ですが、2節の農業振興補助金の説明にあります青年就農給付金事業補助金、減額補正300万円の説明をお願いしたいと思います。

ページ数、22ページ、20項の財産売払収入です。1目不動産売払収入として、1節土地売払収入で町有地の売払収入が110万5,800円です。どこの箇所なのか。次の法定外公共物売払収入89万2,000円、この内容についての説明。

そして最後に、23ページの分譲地宅地売払収入8,892万1,000円です。何区画で収入として挙げられているのか。

以上です。

○鶴崎俊昭保健福祉課長

まず、15ページの管外保育委託分の保育料の件でございます。

これは、当初見込みの人数から実績の見込みが減る予定でございます。人数といたしまして、10人の減少が見込まれる予定でございます。それから、須古保育園の保育料、これにつきましても園児数の減少による減額でございます。この人数につきましては、ゼロ歳児、1歳児、2歳児の減であります。内訳といたしまして、ゼロ歳児が3人減、1歳児が3人減、2歳児が3人減、それからこれは増でございますが、3歳児が3人増、4歳児が2人増、ゼロ歳児、1歳児等、保育料高うございますので、差し引き減額ということでございます。

16ページ、これにつきましても先ほどと同じ理由で国庫支出金保育所運営負担金委託分、それから保育所運営負担金須古保育園分の同じ理由での減額でございます。

○相浦勝美企画課長

19ページの総務費補助金についての御質問についてお答え申し上げます。

653万6,000円の減額であります。説明のところに書いていますように、JR長崎本線沿線地域特別助成金でございます。これは、九州新幹線の西九州ルート建設に伴いまして、JR九州長崎本線が並行在来線として九州旅客鉄道株式会社から経営分離されることとされていた時点において、その経営分離に同意をしたということに対して佐賀県から特別に支援されるものであります。

今回の補正、減額653万6,000円でございますが、3つの事業で調整をいたしております。まず、県営の地域水田農業再編緊急整備事業、一部を平成25年度へ繰り越しをいたしましたので、当初400万円の見込みが132万円となっております。減額の268万円。地域水産物供給基盤整備事業、これは当初より見込み額がふえましたので、39万円の増額であります。そして、23年度から繰越分としておりました地域水産物供給基盤整備事業のうち、当初1,434万円を見込んでおりましたが、見込み額が減っております。1,009万4,000円で減額の424万6,000円。この3つの事業を合わせて653万6,000円の減額です。

以上です。

○小野清次郎産業課長

20ページの2節の農業振興費補助金の青年就農給付金事業補助金の300万円の減額でございますけれども、当初10名の寄附金予定者を見込んでおりました。現在、一応7名の方が確定をされております。その金額が1,500万円、あと今後2名の方が今申請の段階でございますので、その2名の方の半額750万円になりますけれども、その2名分の150万円、合計の1,200万円の予定ということで、当初1,500万円当初予算上げておりましたので、一応300万円の減額補正ということでございます。

○片渕克也財政課長

22ページの町有地売払収入115万8,000円でございます。県道の武雄福富線の拡幅改良に伴います六角小学校の反対側、南側、旧六角保育園のあったところでございます。あそこの部分で、いわゆる出入り口の部分について県道の買収にかかったということで計上しております。

○赤坂隆義土木管理課長

同じく予算書の22ページですけど、法定外公共物売払収入ということで89万2,000円ということでお願いをいたしております。これにつきましては、国から贈与されました法定外の公共物の払い下げに伴うものでございます。件数的には2件でございます。場所的には東郷と横手でございます。面積は2件を合計しまして162.21平方メートルとなっております。

以上です。

○相浦勝美企画課長

23ページの土地売払収入の説明の欄で、分譲宅地販売収入8,892万1,000円計上させていただいております。これは、去年の秋に24区画を白石支所の跡地に分譲販売をいたしました。15区画を決定をいたしまして契約に臨んでおりましたが、最終13戸分になりました。13戸分の契約金額です。合計の8,892万1,000円。

以上です。

○岩永英毅議員

予算資料の16ページ、教育使用料ですけれども、この対象は陶芸館のみですかね。陶芸館で460万円の使用料収入か、それとも陶芸館のみが2万2,000円の収入源なのか、そこら辺のことと、それから20ページの衛生費の県補助金ですけれども、これが軒並みに下がっております。各項目とも下がっておりますけれども、これは我が町時代独自の300円の負担のときからすれば、500円負担になって、それから後の申請方式といたしますか、それになったから、もう個人で負担していっとうと、こういう考えになってこの補助金が減ったのか。そこら辺のこの減った理由をわかっとったら教えていただきたいと思っております。

○本山隆也生涯学習課長

先ほどの御質問ですけども、この金額は教育使用料ということで、全ての施設に関する使用料の合計額であります。陶芸館のみに関してはまた別の項目でございまして、回数の減による2万2,000円の減額となっております。

○鶴崎俊昭保健福祉課長

20ページの衛生費県補助金、乳幼児の医療費助成、それから子供の医療費の助成、どちらも減額補正をいたしておりますが、これにつきましては当初予算からの見込み

と今後年度末までの実績見込みと差が生じた結果でございます。さっき御質問の300円から500円になって申請が減ったのではないかというお話でございますが、これにつきましては新しい制度になりましてPR等々にも力を入れております。この申請につきましては減ったという現状はございません。今後ますますPRに努めて、この利点について活用していただくようお願いしたいと思っております。

○岩永英毅議員

陶芸館はもともとは収入の予定額は幾らやったですか。そんなに1回の使用料が高いとは思いませんけれども、2万2,000円も減ったら、利用価値がなくなったのか、あるいはもう陶芸の熱が冷められたのか、PRが足りないのか、そこら辺じゃないかと思いますが、そこら辺のことをちょっとお教えいただきたい。

それから、衛生費のほうは、やはり申請方式になって、現物支給から申請方式になって、そこら辺の煩わしさというのが見えてきたんじゃないかというふうに思いますけれども、その辺は関係ないというふうに見ておられますか。

○本山隆也生涯学習課長

陶芸館当初見込み額が5万8,000円でございます。やはり、議員御指摘受けておりますけれども、教育委員会主催によります陶芸館の講座、陶芸教室春講座、それから夏の親子陶芸、それから秋の陶芸教室等やっておりますけれども、教育委員会主催でございますので使用料等もなかなか思うように入りませんけれども、一般の方の見込み、PRもしておりますけれども、なかなか伸ばさないで、使用料が少なかったということは否めないと思っております。今後推進してまいりたいと思っております。

○鶴崎俊昭保健福祉課長

現物給付から償還払いに変わったことでの減があるんじゃないかということでございますが、確かに役場に御足労を願うことは発生をいたしております。ただ、これにつきましてもかかった分毎月毎月提出いただくのではなくて、ある程度月数まとめていただいて申請いただいても結構でございます。そういうPRもいたしております。とにかくこの医療費、大変便利と言ったらあれですけども、大変有効的に御活用できる制度と思っております。ずっと個別に対比をしまして、数字的には持ち合わせておりませんが、私の実感といたしましては減ってはいないという感触を持っております。

○白武 悟議長

ほかございませんか。

○秀島和善議員

先ほどお尋ねした箇所に1点だけ説明が漏れているようです。予算書の16ページの3節児童福祉費負担金の児童手当交付金の減額補正1,025万円の説明をお願いします。

○鶴崎俊昭保健福祉課長

失礼をいたしました。

児童手当の減額でございます。これにつきましては、支給対象児童数の精査より詳しく調査をいたしましたものと、特例給付による支給額の減少による減額で、この金額1,025万円を計上させていただいております。

○秀島和善議員

関連してお尋ねしますけれども、特例給付というのはどういう内容になり、対象として何名になるのでしょうか。

○鶴崎俊昭保健福祉課長

児童手当の制度自体についてちょっと御説明をいたします。

支給対象につきましてはゼロ歳から中学校修了までの子供でありまして、支給月額につきまして、ゼロ歳から3歳未満、そして3歳から小学校修了までのうち第3子以降については1万5,000円、3歳から小学校修了までのうち、第1子、第2子、そして中学生については1万円、児童を扶養している者の所得が所得制限限度以上の場合は特例給付として月額一律5,000円、所得制限額につきましては申しわけございません、後もって金額をお示しいたします。

○白武 悟議長

ほかございませんか。

歳入に関しましては、質疑がないようでございますので、次に歳出に移ります。

歳出、予算書、ページ、27ページから42ページまで、質疑ありませんか。

○秀島和善議員

まず第1点目に、予算書の29ページ、5目の財産管理費に当たります25節積立金のところですが、公共施設整備基金積立金1億円積み立てがされます。これによって総額が幾らになるかということ、あわせて次の説明の財政調整積立基金9,831万7,000円の積み立てがなされます。総額積立額幾らになるのでしょうか。これが、まず第1点です。

続いて、36ページの20節扶助費の自立支援給付費1,200万円です。資料のページ、5ページになります。補正予算の説明資料5ページ見ていただけますか。

障がい者自立支援給付費ということでの説明がなされています。まずお尋ねしたいのが、補正の理由に介護給付費、訓練等給付費を計上していたが、法改正に伴い利用者の受けるサービスの内容及び報酬改正等があったとあります。ここで言われる法改正について具体的にお尋ねをいたします。どのような法改正が行われたのかということです。同時に、同じ理由のところの3行目に当たりますけれども、24年度に県から市町に移管された療養介護医療の診療報酬部分にかかわるといふ部分ですが、この療養介護医療の診療報酬分という療養医療介護という内容の活動自体についての説明をお願いしたいと思います。

次に、予算書37ページの19節負担金補助及び交付金の後期高齢者市町村定率負担金、

減額補正で1,322万6,000円となっています。このことも資料の補正予算の説明資料1ページに説明があります。1ページを開けていただけますか。

補正の理由として、後期高齢者の医療費については、高確法により給付の12分の1の定率の負担が義務づけられているが、医療費の給付の減の見込みにより補正されたというふうに書いてありますけれども、国保に関しては退職者についても一般保険者についてもこれまでは医療費の急騰が特徴として言われてますけれども、後期高齢者も当然全体の人数はふえているわけですが、医療費の給付の減がどういう理由で行われたのか、背景などわかりましたら説明お願いしたいと思います。

以上です。

○片渕克也財政課長

24年度末の基金の残高の見込みを申し上げます。

財政調整基金23億6,700万円、公共施設整備基金12億100万円というふうな一応見込みをいたしております。

以上です。

○片渕敏久長寿社会課長

説明資料の5ページにおける御質問でございます。

補正の障がい者自立支援給付費の補正の理由の中で、法改正の内容でございますが、平成23年度末までに、従来の障がいの種別ごとに支援の給付をされてたものが、その施設の利用とか、あるいは在宅での支援とか、そういう区分ごとに旧体系、新体系という取り扱いの変更がなされました。これが、ここに書いております法体系の改正ということになります。この中で、現在新しい体系でいきますと、ここの自立支援給付費の中で掲げておりますサービスの内容が15項目ぐらいございます。あわせて、この従来の旧体系から新体系に移行する新しいサービスになったのが15項目ぐらいありまして、今回のこの補正の中には一部旧体系分というものも入ってございます。そういう内容の変更がなされているというところでございます。

それと、療養介護、これは障がいの知的障がいあるいは身体障がい、特に障がいの重い方は療養の施設においていろんな医療のサービスあるいは介護のサービスを受けておられますが、この部分については平成23年までは県のほうが後押し、支援をいたしておりました。この部分が新しい年度、平成24年度から市町のほうで負担をすることになったということでございます。この分について、さきにも御説明をいたしましたが、金額等なかなか見込めない中で、障がい者自立支援給付費の扶助費として上げている中で、執行しながら、支払いの状況を見ながら現在まで来まして、不足分がもう確定します現状において今回1,380万円程度これを計上させていただいているところです。

以上です。

○一ノ瀬清雄住民課長

予算書37ページ、19節の負担金補助及び交付金の中の後期高齢者市町村定率負担金

の減額1,322万6,000円の件についてお答えを申し上げます。

説明資料の1ページでございますけれども、この中に先ほども議員申されましたけれども、補正の理由といたしまして、まず後期高齢者の医療費については高確法ということで、高齢者の医療の確保に関する法律ということになっております。この法律によりまして、給付費の12分の1の定率負担が市町村に義務づけをされております。この制度につきましては、公費5割ということになっております。国が12分の4、県が12分の1、町が12分の1、ここに掲げます12分の1、合わせて公費5割を負担、そして後期高齢者の支援金といたしまして、国保とか他の社会保険等のほうから4割を負担する。そして、高齢者の御自身の保険料で1割を負担ということで運営がなされます。その中で、今回1,322万6,000円、この部分が市町村の定率負担金の部分の減額ということになります。その減の理由の背景ということでございますけれども、22年度の決算が3億1,000万円程度、3億1,029万9,000円、23年度の決算が3億2,885万3,000円、そして今回24年度ですけれども、当初予算に3億5,528万6,000円を計上いたしておりましたけれども、今回最終の見込みということで、3億4,206万円ということで、減額の1,322万6,000円ということになります。年度を追って申しますと、それぞれ22年の3億1,000万円、23年度の3億2,800万円、本年最終見込みが3億4,200万円ということで、医療費の伸びは随時増加をしている傾向でございます。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかございませんか。

○溝口 誠議員

38ページの2の項の15節工事請負費の中の保育園施設修繕工事費、これが減額620万円となっておりますけれども、そのことをお願いします。

○鶴崎俊昭保健福祉課長

保育園施設修繕工事費620万円の減の内訳でございます。これにつきましては、今回補正でお願いしております4保育園の耐震化関係の工事に回すためにこの金額を減額をいたしております。その耐震のことにつきましては、説明資料2ページのほうに資料を添付をいたしております。

それから、先ほど秀島議員の質問に保留をしておりました児童手当の所得制限の件でございます。これにつきましては、扶養親族等の数で所得制限の限度額が変わっております。ゼロ人のとき622万円、1人のとき660万円、2人のとき698万円等々、扶養親族の数によって所得制限がかかっております。白石町の現在のこの特例給付の数でございますが、28世帯、55人の児童を対象といたしております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかございませんか。

○片渕栄二郎議員

説明資料3 ページ、子供の医療事業費の中で、下のほうの2番目、括弧の中の診療報酬の実績見込みが金額的にございますけれども、12月、1月に関しては10月、11月に比較をいたしますと、100万円から140万円の増になっておりますが、この理由について。

○鶴崎俊昭保健福祉課長

確かに、12月、1月期が金額が上がっております。大体、この結果が上がってくるのが、2カ月後というような結果でございます。この上がった理由につきましては、ちょっと私が把握をいたしておりませんので、調べまして後もって御報告させていただきます。

○片渕栄二郎議員

関連してですけれども、8月が7月なり、あるいは9月に比べて増額になっておりますので、この辺までお願いをしておきたいと思っております。

○鶴崎俊昭保健福祉課長

あわせて8月期の高い理由も後もって御報告いたします。

○白武 悟議長

ほかございませんか。

○岩永英毅議員

自分たちのことで申しわけございませんが、27ページ、450万4,000円の減額ですが、これは空き時間もないと思っておりますので、何で下がったかなというふうに思っておりますが。

○片渕克也財政課長

さきの議会で議員報酬の月割りという部分を日割りに変更していただきました。算定上どうしてもダブる月がございますので、その部分を今回減額させていただきました。

○久原房義議員

予算書の30ページ、広報広聴費の件でお尋ねをいたしたいと思っておりますが、ここに3点ございます。ケーブルテレビ推進協議会の委員報償費の減額なり、あるいはケーブルテレビ行政放送の委託料、あるいはまたグリーンネット白石運営協議会の負担金の減額なりということがございますけれども、特にグリーンネットの運営協議会に参加をされておったわけですが、恐らく平成24年度でこの運営協議会が存続になるのかどうか定かではございませんけれども、ただ町としての方針としてはグリーンネットでの告

知放送はしないと、ケーブルテレビによっての行政放送で住民の皆さんにいろんな行政情報を周知をしていくと、そういう方針であるわけでございますけども、ただそれでいいのかということで、以前からほかの議員からもいろいろ指摘が出ておったところでございます。今、ケーブルを利用した告知放送の機器が随時希望のところには取り付けをずっと今されておりますけども、私もつけまして、なかなかいい音色で、従来のグリーンネットの放送よりも非常に聞きやすいといいますか、音質が、そういうことですので非常によかったなというふうに思っておりますけども、ただ行政放送がこのグリーンネットを利用した形でのものが今後されないということではいかがなものかと。住民の皆さんにいろんな伝達方法いろいろございますけども、果たしてケーブルテレビだけの行政放送で本当に住民の皆さんにいろんな行政のものが伝達できるのかということについては甚だ疑問でございます。いろいろ町報なりほかのものなりでいろいろ伝達方法はいろんなものございますけども、ただあるものをやっぱり精いっぱい利用していくというのが情報を多く、できるだけ多くの人に伝えていくということからいけば、このケーブルを利用した告知放送ですね、これにも当然町としては参画をしていくべきじゃないかというふうに思っておりますけども、その辺の御見解はいかがでしょう。

○相浦勝美企画課長

お答え申し上げます。

まず、ケーブルテレビの推進協議会の委員報酬の減額でございます。これは、ケーブルテレビをよりよい運営ができるようにしております。その委員さんがたの欠席等によります減額であります。

もう一つ、ケーブルテレビの行政放送の委託料22万円でございますが、これは今ケーブルテレビを2社、2社のケーブルテレビ網を利用して行政放送をいたしておりますので、その委託料であります。実績によって、2社に対してお支払いを申し上げます。まず、均等割が60万円プラス93.4円掛け世帯数であります。それで、ケーブルワンと藤津ケーブルに対して、実際の加入世帯数の割合によってお支払いするものを減額しております。

もう一つが、グリーンネット白石の運営協議会負担金10万円の減額です。これは、丸々当初で10万円組んでおりましたが、今議員おっしゃいますように、9月、前年の24年9月末で解散をいたしております。丸々、協議会の負担金が払わなかったということになります。

今、行政放送等、農協がケーブルワンのサービスを利用いたしまして、告知放送のみ、音声のみをできる、いわゆる音声告知放送というのを去年の9月でケーブルが外れましたので、しております。その目標が2,000から2,500世帯、農家の人に限ってということで、新たなサービスを開始しているわけです。今議員指摘のように、行政放送としてできないかと。せっきく2,000以上の世帯が聞いているからという御指摘でございます。もちろん、大金をかけまして行政ケーブル網を整備しておりますので、その後はやはり2,000以上の世帯が聞いているそういう一つのサービスがあれば、やはり行政としても利用というか、使わせてもらうような方向は考えております。実際、

農家の方々がこの告知放送に入るときに希望というのがあった声は、役場から放送のなかないば要らんばんという、農地放送のみでやればちょっとという声があったそうです。要望としてもぜひこの行政からの、役場からの放送も組み込んでくれんかというのが実際あっております。私たち、この町内の議論の中ででも、やはり2,000世帯ぐらいのそういうせつかくそういうシステムがあるんだったら、緊急放送のみでも利用したほうがいいんじゃないかという声はある。今、利用を農協に対してお願いするかどうか、今検討をしているところでございます。

以上です。

○久原房義議員

1つ、ちょっと聞き落としておりましたけど、この推進協議会で、これは加入の推進という意味じゃないそうでございますけども、ただ現在ケーブルテレビに加入しておられる世帯をちょっと教えていただきたいということと、それとグリーンネットはいずれにしても廃止ですけども、ただこのケーブルを利用した告知放送、ぜひこの協議会をやはり立ち上げるべきだというふうに私は思っております。JAさんが主体ではございましょうけども、行政もそれに参画をするなり、あるいはいろんな各種団体もございまして。そういった機関等も含めながら、やはりそういった告知放送でもっての伝達ですね。これは一方的に告知放送というのは流れるわけですから、ただケーブルテレビで行政放送、これも確かにいいことですけども、ただこれはテレビのスイッチを入れて、ケーブル放送の11チャンネルを指定をしなければ伝わってこないわけですね。ですから、行政放送を欲しいという方、意識のある方だけしかなかかなか伝わっていかないというわけですから、なかなか実際ケーブルテレビを利用しての行政放送を果たしてどの程度ごらんになっているのかなというのが甚だ、もちろん少数であっても利用される方はこれはもちろん有益なことですから結構なことですけども、ただもう一つはやっぱりケーブルを利用しての告知放送ですね、これはやっぱりさつき課長も言われとったように2,000戸から2,500戸ぐらいの加入があるだろうということですが、これもただ農家に限らず、営農情報だけじゃなくて、一般の非農家の方でも行政放送をこれで流しますよということになれば、もっともっと恐らくケーブルを利用しての告知放送の機器を希望される方もいらっしゃるかもわからんということから、いろんな意味で行政も、もちろん学校の関係とかあるいは商工会の関係であるとか、あるいは漁協の関係であるとか、いろんなところからの情報を流せるわけですから、ぜひこのケーブルでの告知放送を最大限に生かす手だてをぜひ考えていただきたいというふうに思っております。その辺、御見解をお願いします。

○相浦勝美企画課長

まず、前段の加入率について報告します。

25年2月末現在、先月末でございます。公設民営でしておりますので、まず公設エリア、白石地域と福富地域です、加入率が37.63%。あと民間エリアがあります、須古地区と有明地域です、民間エリアで55.56%。白石町全体では44.96%です。世帯数でいいますと、全体で3,433世帯ケーブルテレビに加入をいただいております。

そして、これからのことについてでございます。今までは映像を使ったブロードバンドに対応したインターネットまで見れますというような方針でケーブルテレビ網を整備してきたわけでありまして。しかし、うちが契約しておりますケーブルワンのサービスを使って白石地区農協が音声のみの告知放送を利用するという段階に今入っております。私たちは、当初の目的のとおり、このケーブルテレビの加入率を上げて、ブロードバンド、高度情報通信の世帯を広げようというような仕事をしてまいりました。今御指摘のように、音声のみでもものすごく利用価値があると、いわゆる2,000世帯、農家に限ってであります、そういうサービスを利用しつつある。役場はどういうふうに捉えているかという御質問だと思います。当然、私たちも議論しております。直接農協からも依頼があっておりますし、今緊急放送の面だけでもこの告知放送に加われないかという検討をしております。これは、防災の面でも一致しますが、交通、防災のほうからは、防災システムの一環としてその2,000世帯を利用すると、そういう声もありますので、今検討をしている段階です。

以上です。

○白武 悟議長

ほかございませんか。

○岩永英毅議員

関連ですけれども、ただ前向きに音声告知必要だろうというふうに思います。ただ、委託契約の中で、今議会放送でも別契約でしております。やはり、公設のエリアも平等性を欠かないようなそういう体制を持つていくには、運営委託の料金とも関連していかんと、金を出すからもう全部、金だけ委託料払うからもう運営は全部お任せというような契約条件は変更すべきと。もっと公設をせっかくしたんだから、それを使って、またほかの農協とも契約して、委託料もらってそれを使ってやるというようなのは、二重契約じゃないかというふうに私は思います。公設のものを使って、そりゃ一部でしょ、8本入ってるから、そのあいた本数を使ってるということでしょうけれども、そもそもその8本まで入れて公設でしているわけですから、その運営については委託しているわけですから、それを使ってまたその委託、よそからも委託料もらってそれをするという事は二重契約の最たるところじゃないかというふうに私は思いますけれども、その辺も検討されて、前向きな配置をせないかんとというふうに思います。

○相浦勝美企画課長

公設民営というのが今言葉出てきましたが、白石町がケーブルテレビの網、線を整備いたしまして、それを長期の委託契約でケーブルワンが仕事をしております。ですから、今回の音声告知放送というのは微妙な問題になるんです。白石町がつくったものをケーブルテレビが使うのは大丈夫と。しかし、農協がそれを使う、問題はないのかというのは議論をしております。総務省の九州通信局に問い合わせをしまして、問題あるかないかというのを私たちからじゃなく農協のほうから問い合わせをしております。

ます。ということは、私たちはケーブルワンと契約をいたしております。ケーブルワンのケーブルテレビのサービス網じゃなくて、別に持っているFM放送のローカルの放送の免許があります、ケーブルワンには。別にですね、サービスの別に。そのサービスの一つを白石地区農協が利用して、音声のみをする。しかし、線を使うじゃないのということで、国のほうに届け出もいたしました、一部だから問題ないという見解です。ですから、これは微妙な問題でありますので、公設、大金を使って整備をしましたこの網でありますので、常に慎重にせんばいかんということは意識はあります。しかし、ケーブルテレビが持っているサービスの一部を使って農協が音声のみのラインを引くと。ですから、何の委託料も発生はしておりません。その子機、音声告知をする子機も農協が準備をしております。はっきり言って行政とは全然関係がないところでそのサービスを利用する契約がなされているところです。

以上です。

○秀島和善議員

先ほどの久原議員の質問に関連しますけれども、私も考え方としては全く同感であります。

そこで、最初に町長にお尋ねしたいと思いますけれども、グリーンネット白石運営協議会負担金の10万円、金額の問題ではなくて、もう解散になったということでもありますけれども、相当な金額を出して、この町内に公設民営の分ですけれども、公設としてハード部分でのケーブルテレビ網が敷かれています。それを使って農協が告知放送をしているということであれば、私はなおさらのこと、町長として情報発信をしていく、これから選挙においてもインターネットなども活用して、やはりどういふことをやろうとしているのかということ選挙でも候補者がみずから発信をしていくという時代であります。そういう点では、2,000から2,500の世帯の町民がこの農協関係の情報を共有し合っているわけですけれども、それならばなおのことこの公設民営のケーブルテレビ網も活用して、行政放送としても大いに活用すべきではないかと思っておりますけれども、その点町長のお考えをお聞かせいただきたいというのが1点。

2点目に、現在公設民営での加入が37.63%ですけれども、当初の計画からしてこの37.6%は進捗状況として計画どおりであるのか、それともおこなっている加入実態であるのか、その点企画課長にお尋ねしたいと思います。

○田島健一町長

ただいまの秀島議員の御質問にお答えいたします。

まずもって、今はケーブルテレビ等々で、今回の議会等々も生放送から見れるということで、町民の皆様もよく見られているなど、私のお声かけもしていただきました。そういうことで、ある程度加入率37%とか、55%という数字でありますけれども、なされているのかなというふうに思っております。

先ほどからお話があつておりますように、音声告知、これについても私は防災の面からいえば、やっぱり先ほど久原議員さんからもお話がありましたように、ケーブルは自分がつけんことには見えてこないわけですけれども、やっぱり強制的に入ってくる

というシステムをやはり活用せんといかんのじゃないかなというふうに思います。それを今ここで私がすぐやりますとかなんとかということではなくて、先ほどからお答えしておりますように、やはり検討会を開催し、また議員の皆さんやいろんな方のお声も聞きながら、せつかくあるもの有効に使っていかないかん、しかしながらいろんな法とかなんとかも支障があるかもわかりませんので、そこら辺をもっともっと勉強しながら対応していかないかんかなというふうに思っております。私は、基本的にはとにかく何事においても町民の利益になるようなことであるならどんどんやっていきたいということの考えのもとにこれからもやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○相浦勝美企画課長

今申しあげました37.63%、加入率はどうかという御質問でございますが、この交付金の申請時に、申請書に書いてある目標が初年度の加入目標50%でございます。最終加入目標が75%というとても数字でございます。この交付金を利用したのは、ほかにもたくさん町がありまして、みんなこういうとても数字を目標に掲げております。新聞でも出ましたように、佐賀市周辺あたりの市町村でこの加入率が5%前後であったということで、鋭い会計検査院からの指摘がっております。うちはまだありませんが、それで九州いっぱい交付金をもらったところが集まりまして、加入目標率向上についてもっと努力しようという会議がなされております。それによりますと、途中の24年度末が39.7%の目標であります。37.63%ですので、少し下がっているということで、もうちょっとです。で、27年度末がしかし63%で設定をしておられますので、さらなる加入率のアップへ向けた仕掛けが必要ではないかと思っております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかございませんか。

○片渕 彰議員

とても数字ということですが、これは電波障害を全国的に見えない場所ができるということで、特に佐賀県と徳島県だったですかね、電波事情がものすごくよくいろんなチャンネルが入るということで、本来なら100%目標にということで、8億円近くの金を出してやっているんですから、その辺の認識というのはやっぱりそういうふうな発言自体もおかしいと思っておりますので、一応これは返答は要りませんので、休憩のほうに入ってください。

○白武 悟議長

ほかございませんか。

○草場祥則議員

31ページのこの男女共同参画推進委員さんと参画評議員さんの活動内容と、それとその人員、どういう方になっておられるか、お教え願います。

○白武 悟議長

暫時休憩いたします。

10時49分 休憩

11時00分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

○相浦勝美企画課長

予算書31ページ、男女共同参画推進費についてのお尋ねだったと思います。

報償費の20万4,000円の減額であります。まず、男女共同参画推進委員報酬費、委員の欠員とかによる調整をしておりますが、白石町男女共同参画推進町民委員会というのがあります。男女合わせて計13名の委員さんで、男女共同参画社会を目指すということで委員会を開催をしております。その欠席によります1万6,000円の調整額であります。今問題になっていますのは、男女共同参画評価委員報酬費というのがあります。上は推進委員、下は評価委員であります。当初は推進委員でいろんなことを決めて、いろんな事業、啓発活動をしながら白石町全体でどれぐらいの男女参画社会がいわゆる進んでいったのかというのを評価する委員会であります。評価委員。その評価委員を募集するに当たって、ちょっとメンバーがそろわなくて、組織の問題もありますが、評価委員会というのは当初それを設けて評価をして次年度につなげようという話をしておりましたが、24年度については評価委員会を開催するには至っておりませんでした。

以上です。

○草場祥則議員

公募でするわけですかね。その評価委員さんというのは。推進委員さんの構成はわかりますか。

○相浦勝美企画課長

公募の人もいらっしゃいますけど、各団体に推薦をお願いしたりして委員をお願いをしております。御質問でございますので、説明を申し上げます。

まず、白石町の男女共同参画未来ネットの会というのがあります。そこから男の方が出ております。駐在員会から、3番目には婦人連絡協議会から、老人クラブ連合会から、あと農業協同組合白石地区中央支所の方から、白石町の商工会から、有明の漁協から、白石町立有明東小学校の校長先生も委員の中に入ってもらっております。あと、福富小学校の保護者代表の方、あと一般公募が3人ありました。13番目に、ここにアドバイザー報酬費も減額をいたしておりますが、学識経験者として佐賀大学の教授の方、北川先生をお呼びをいたしまして、白石町男女参画推進町民委員会を構成を

しております。
以上です。

○鶴崎俊昭保健福祉課長

先ほど片渕栄二郎議員の質問に答弁を保留しておりました。

説明資料の3ページ、子供の医療事業費の実績部分で、まず12月、1月が高額となっている理由でございます。これは、冬場に向かひまして、やはり子供の風邪、インフルエンザ、それに伴う嘔吐下痢などで受診数がふえて、件数的に多くなって高額となっております。それから、8月につきましては、この月には入院での申請の件数が多くなって、その分金額的に8月が高額となっております。

以上です。

○内野さよ子議員

補正予算書の38ページですけれども、児童福祉施設費の委託料の有明ふたば保育園耐震強化計画と、それからそのほかあかり、有明ふたば、みのり等々の診断委託料というのがあります。この事業は地域の元気臨時交付金の充当事業だと思っておりますが、今回は診断とか委託料とか、計画の段階のものになっています。学校関係については補助事業ということで、これまでも随分終了をしていますけれども、保育園については補助事業があるのか。今後、来年か再来年ぐらいにはそういう事業があると思うんですが、予算書にもこれはまだ計画の段階で載っていないからだと思いますが、ありませんでした、私が見たところ探し切れませんでしたので、今後大きな補助事業の見込みはあるのかということが1点と、それからその次のページの次世代育成支援事業費ですけれども、この中に委託料、学童保育運営委託料というのがあります。これは、民間に委託するものだと思いますが、予算書でも150万2,000円というのが載っていました。丸々マイナスになっていますので、この理由をお願いします。

それから、3点目はその下の一番下の保健衛生総務費ですが、白石食育祭り事業報償費、予算では220万円ほどありましたが、報償費ですので、コウケンテツさんで、すばらしい講演でしたが、このお金の80万円も減額ですので、そのほかにもあるかと思いますが、その理由をお聞かせください。

以上、3点お願いします。

○鶴崎俊昭保健福祉課長

まず、保育園の耐震関係の事業でございます。これにつきましては、まず補助事業が今後あるのかという御質問でございますが、ちょっと今後のことにつきましてはちょっとまだ明確でございません。ただ、この元気臨時交付金、それから国の住宅建築物安全ストック形成事業、これは国庫補助金でございますが、これがあるという時点で前倒しでこの事業を行っているところでございます。

それから、学童保育の委託料、これにつきましては運営委託料となっておりますが、中身は福富学童保育室の耐震診断の委託料、これを減額をいたしております。

それから、食育祭りの委託料の減額でございますが、これにつきましては報償費、

謝金、謝礼等の減となったための減額補正でございます。

○内野さよ子議員

この有明ふたば保育園等々のこの診断の計画ですけれども、これは確かに元氣臨時交付金ということで、7割から9割の充当でこの機会にと思って診断をされたんだと思います。これは、学校と同じように必ずしなければならない事業なので、この結果がわかり次第、必ず工事も行っていたらいいなと思って今回質問しましたので、その点についてお願いします。

○片渕克也財政課長

有明ふたば園については、25年度の予算で対応させていただきたいというふうに考えております。その後については、ほかのあかり、わかば、みのりについては耐震診断の結果をもってしたいというふうに考えております。

なお、いわゆる厚生労働省関係の保育所、公設保育所に対するこういった改修の補助は現在のところございません。ただ、今回診断に対する補助というのはございましたので、計上いたしているところです。

以上です。

○白武 悟議長

ほかにございませんか。

○岩永英毅議員

29ページの積立金でございますが、公共施設整備基金積立金に1億円、財政調整積立金に9,800万円、この公共施設整備基金のほうは目的があるんですかね。対象が決まったら1億円でもいいわけですけれども、かなり高額ですので、これは財政調整のほうに、緊急性を要する公共施設整備もあるかもわかりませんが、この半分でも財政調整のほうに持っていったほうが安定的な財政運営ができるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺いかがですか。

○片渕克也財政課長

ここの公共施設整備基金への1億円の積み立てでございますけれども、一応福富の社会体育館の改修事業を一応26年度に工事の予定を考えております。この事業、もちろん補助の対象にはなりませんけれども、耐震化部分についてのみの補助でございます。あわせて全体の改修も行いたいというふうに考えておまして、一般財源の持ち出しが多額、恐らく現在のところまだ正式な設計はできておりませんが、1億円を超えるのではないかなというふうな想定をしております。一応そのつもりでここに1億円という金額を計上しているところでございます。

以上です。

○白武 悟議長

ほかございませんか。

○溝上良夫議員

31ページ、小さな金額ですけども、防犯カメラ等購入費、この減額になった理由、それと38ページ、老人福祉施設費ですね、公衆電話購入費12万円の減、これは記憶違いかもしれませんけども、ひだまり館につけるということで話を聞いたつもりですけども、これの減額の理由、まずお伺いします。

○百武和義総務課長

ページ、31ページの防犯カメラ等購入費11万5,000円の減額でございますけども、これにつきましては肥前竜王駅の前のところに付けておる防犯カメラの新規というか、新しいものをつけかえるための購入でございましたけども、予算額を36万7,000円計上いたしておりましたが、購入の実績が25万2,000円でありましたために、その差額、残額であります11万5,000円を減額をするものでございます。

以上です。

○片渕敏久長寿社会課長

予算書の38ページ、老人福祉施設費の備品購入費、公衆電話購入費です。溝上議員からお話がありましたとおり、補正予算で公衆電話購入費12万円をひだまり館設置分ということでお願いをしておりましたが、その後住民の方とのお話の中で、自治公民館に以前使われていた公衆電話で今使っていないものがあるというお話を聞きましたので、その自治公民館のほうに御相談をしたところ、快く無料でお譲りをいただきましたので、その電話機をつけさせていただいております。したがって、予算で上げさせていただいております全額を今回減額をさせていただいております。

○溝上良夫議員

防犯カメラの件ですけども、白石町の白石駅と竜王駅、2つありますけども、竜王駅の更新と、機械の更新ということですけども、白石駅のほうは大丈夫なのか。それとまた、これは防犯カメラですので、利用することは犯罪があったときでしょうけども、利用があったのかどうか、警察かれこれの利用があったのかどうか。それと、公衆電話の件ですけども、ついたということによかったんですけども、わざわざ補正をつけてまでやって要らなかったということで、その辺は後からわかったということでしょうけども、住民の方の寄附というか、自治公民館の寄附で賄えたということはいいことでしょうけども、あと利用はもちろん今からされていくでしょうけども、費用ですね、費用はもちろんこっちで月々の使用料というか、NTTに払う分はこちらから払っていくという形になるわけですね。そこら辺、2件お伺いします。

○百武和義総務課長

防犯カメラの件で、白石駅のところは大丈夫かということでございますけども、これについてはまだ正確に動いているものと思っております。昨年の議会でも御指摘を

受けましたけども、この防犯カメラについては点検を新年度ちょっと業者委託でございまして、利用があったのかということでございまして、ちょっと正確には覚えておりませんが、警察のほうから見せてほしいということでお見せしたケースは何度かあっておるようです。

以上です。

○片渕敏久長寿社会課長

公衆電話を利用された場合の負担ですが、硬貨の投入式になっておりまして、100円玉と10円玉が使える型でございまして。通話の時間によってコインが落ちると、落ちた分は雑入で受け入れます。したがって、使った分は通信運搬費で、この老人福祉施設費の中にあります通信運搬費で負担をします。コインが落ちた分は別歳入で受けるという形になります。

○白武 悟議長

ほかございませんか。

ないようですので、次に歳出、43ページから60ページまで、質疑ありませんか。

○西山清則議員

45ページ、農地費の県営地盤沈下対策事業負担金ですけども、この事業は全体事業として10億3,190万円の事業ですけども、工事費ですけども、これは五、六年ストップしておいた事業じゃないかなと思っております。とにかく予算がなくてとまっていたんじゃないかなと思っておりますし、今度大型予算がついてかかるわけですけども、この五、六年でそのままスムーズに着工できるのかと。腐食をしたところが出てこないのか。また、あと地沈水路と最終的に接続できるのか、その辺を伺いたいと思いますけど。

○嶋江政喜農村整備課長

県営の地盤沈下対策事業の件でございまして、一応新拓の排水機場ですね、この件につきましては、一応過年において基礎だけで終わっております。というのが、その後どうしても予算がなかなかつかないということもございまして、その後昨年からは嘉瀬川ダムの用水関係の24年度から試験通水で来年度から本格的に通水が始まるわけですけど、その水路を予算がなかなかつかない中、それを優先してやったということでございまして。それで、最終的にことしの補正関係で、どうしても町といたしましても簡水対策等のこともあります。当然、御存じのように、八平地区もすぐわかるわけですが、そこら辺もございまして早急にやっていただきたいということで、その補正の予算の話が出たときに、県とも協議をいたしまして、要望をお聞きしたところでございまして。それで、国のヒアリング等でも一応予算案をつけていただきまして、一応3年程度で整備をするということにしております。それと、八平地区の水についてもこの新拓排水機場で、つないで一応排水するというように考えております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかございませんか。

○大串武次議員

45ページですけど、県営地域水田農業再編緊急整備事業とそれからその下の支援緊急整備事業ですね、これ継続事業でずっとしていただいとるわけですが、受益者負担が12.5%義務づけられております。これの未収は今まで過去ないし今年度までですね、未収はないものかどうか、お尋ねいたします。

○嶋江政喜農村整備課長

この県営の支援と再編の暗渠の事業でございますけど、昨年一応未収があっておりますけど、その分については新年度に全て完納しております。それと、今現在工事をしている分については全額まだ入っていないところもあります、事業が終わった後というか、まだ24年度の分については今最終的に請求書、納付書をやって、今納めてもらってる分がありますので、ちょっと24年度の分についてはまだ完納はいたしてはおりませんが、過年度の分は一応未収金があるということはもう現在のところはありません。

○白武 悟議長

ほかございませんか。

○井崎好信議員

説明資料の16ページ、小学校の耐震化整備事業についてお伺いをいたします。

この事業は、有明西小学校あるいは北明小学校体育館の耐震の診断によって、非構造部分の部材というようなことの改修でございます。両校とも平成22年から23年にかけて補強工事なり、あるいは照明器具の改修等がなされておるわけでございます。この工事は、現況天井をつり天井というようなことで、現況復帰の工事なのか、まずお伺いをいたします。

○北川勝己学校教育課長

有明西小学校及び北明小学校の体育館につきましては、天井部分につり天井がございます。特に、北明小学校につきましては全面的に天井がなされておまして、これにつきましては今現在の部分の改修ということで計画をしているところでございます。

○井崎好信議員

現況復帰の改修事業だというふうな認識でございますが、私も天井がある体育館があるのかと私もちょっと不思議に思いまして、私も確認に行ってみました。もちろん校長先生ともお会いをしました。今本当に天井をつけばいかにんじやろかと。西

小学校は、中央につり天井がございまして、あとはほとんどむき出しなんです。それは、もう校長先生は、町の財産やけんが町からそがんいいしやぎんそがんしかなかたいて、私はどっちでもよかとですよ。子供たちが危険な状況にならんしやがすつぎんよかとですよというようにございまして。北明小学校に行きましたが、全面的に天井が外されております。その屋根に沿って全面的になされておるわけですね。やはり、去年も高速道路で笹子トンネルですか、天井の崩落事故で大きな事故がございまして、あそこももう天井を取り外した状況で今開通がなされておるわけがございまして、もっと発想の転換といいますか、現況復帰じゃなくて、そういうあることによって子供たちが危険な目に遭う、いずれまた老朽化もしていくというようなことで、取り外してもいいんじゃないかなと。特に、西小学校はほんの中央の10メートルぐらいしか天井がなかわけですね。あと天井にボールの入らんごと網ばしちやるわけですよ。もちろん課長見られたかと思いますが、こういった設計の委託なんかはコンサルをお願いをしてしてるわけで、コンサルなんかはいわゆる経費が高くかかるように、事業が高くかかるように、現況復帰がいいのはわかっております。しかし、子供たちの安心・安全を考えていくときには、やっぱりそういった発想の転換も今後していく必要があるんじゃないかなと。天井の部分ですけどね。それについてどういったお考えでしょうか。

○北川勝己学校教育課長

特に、北明小学校につきましては全面的に天井がついております。これにつきましては、やはり照明との関係とか、屋根から直接熱が伝わらないように断熱の効果もあるんじゃないかというふうに考えております。そういったところで、今後設計委託等で今後行いますので、その内部の検討につきましては今後検討していきたいと思っております。

○井崎好信議員

もちろん検討していただきたいと。特に、西小学校についてはお願いしたいと思っております。こういうやはり事業をするときには、どういった形でされているのか、例えば教育課だけでその事業をどういったことをしようかとされているのか。あるいは、例えば土木管理課を含めたところでされておるのか、その辺をもっと検証をしながら事業を進めていただきたいなというふうに思います。この点、田島町長、そういった事業の検証といいますか、やはりその事業が安くかかるのはもちろん、コストは安くというのはもちろんでございまして、安心・安全ならばそういった私が提案しております天井がなくてもいいんじゃないかと、教室はもちろん天井なからんばいかなですけど、やはりなしでも安心・安全ならなかったほうがいいんじゃないかな、そういった発想も、検証もしていかならないと思っておりますが、その辺の見解をお願いします。

○田島健一町長

ただいまの井崎議員のお話もつともかと思っております。しかしながら、今役場の職員の中では、いろんな部署がありますけども、技術にたけたという者が少ないかというふ

うに思います。また、今回のこの建築物につきましても、教育長の所管といたしますか、学校教育課が担当しているかと思えますけれども、そういった私たちがプロじゃないところといたしますか、得意じゃないところにつきましても、外部委託と申しまして、設計委託については民間のプロの方をお願いをしているかと思えます。やはり、そのときにまずもって業者さんを選定するときにも指名委員会等々で、どんな会社がそこら辺は上手かろうかというところで決めていくかと思えますけれども、そういった中で専門屋さんに発注してまいりますので、その打ち合わせの時点でいろんなことを先ほど議員言われましたように、つり天井の件については、つり天井、天井、なくてもいいんじゃないの、あつての設計と、なくての設計とではどがんで違おうとて、そういった物の見方をやっぱり職員の担当の人たちは一つ一つやっぱり持ち合わせんばいかんかなというふうに思います。しかしながら、これを町内の職員全部でどうのこうのということとはなかなか厳しいところもあろうかと思えます。そういったところから、学校教育課が例えば担当だったとしたときには、そこにはやっぱり担当者の方も係長さんも課長さんもいらっしゃると思いますので、打ち合わせの過程では相手の設計屋さんの1人とこちらの担当者1人、一人一人での設計打ち合わせはないと思いますので、複数での打ち合わせをしていると思いますので、その中で役場側の担当も勉強していかないかんやろうというふうに思います。今後は、そういった見方もせんばいかんよというようなこと、これは土木建築以外のいろんなものについても見方を変えていくといたしますか、いろんな見方ができるような発想をするように課長さんたちにもお願いしていきたいというふうに思います。私は、常々昔も言っておりましたが、例えばこれはちょっと私だけの発想ですけど、10円玉は何に見えるって、形状的に何に見えるかって、10円玉はって。一般的には円にしか見えんって言いますが、これは球に見えたり、楕円に見えたり、長方形に見えたりするわけですね、見方によっては。だから、そういった見方、いろんな実証においても、いろんな見方があるというところを職員さんにもお伝えしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかございませんか。

○久原房義議員

予算書の54ページ、社会教育総務費の中でのお尋ねでございますが、ここに青年団体活動助成補助金7万2,000円の減額ということでございますけれども、これは青年団体という名称になっておりますが、どこかの過去それこそ青年団という活動が皆無の状況になってきておるわけですが、ここでまたさらに減額ということでございましたので、どういったことなのかなということを思ったところでございます。今の青年団に限らず、あと婦人会の組織もこれもどんどんどん崩れかけております。そういうことで、本当のまちづくり、地域づくり、そういった中では青年層の組織、あるいは婦人層の組織、これは町にとっては本当に大事な大事な組織であるわけですが、近年非常に残念ながらこの青年団の組織でありますとか、婦人会の組織が崩壊のとき

に至っておるわけですから、これは非常に今後のまちづくりにとっては大きなマイナス要因です。ですから、新町長になっていただいて、何とか白石町を守り立てようという意気込みで町長になっていただいておりますけども、まずはこういった青年団の組織、これは青年団、名称は何でも結構です、青年団は昔んごとあるけんですね、もうヤングなんとか何でも結構ですけども、いずれにしても若い年代層の皆さんをやっぱり地域の中で一緒に町を考え、あるいは将来を考えというような組織づくりというのがまちづくりにとっては絶対欠かせないというふうに思っております。これは、もう婦人会についても同様です。この組織が衰退していくということは、これは町も衰退していくと。どがん皆さんいろいろ頑張ってみても、この組織の行く末をしませんというと、本当の白石町の未来はないと言っても私は過言ではないというふうに思っております。そういうことから、ここに減額ということですから、むしろ追加補正でも出れば、ああ活動をしてお金が足らんやったけん追加補正ばいねというような感触を受けるわけですけども、ここでは減額でございますので、どうもこれは活動がさらに停滞したのかなというふうにしか見受けられませんので、その辺の内容の説明と町長の見解をひとつお願いしたいと思っております。

○本山隆也生涯学習課長

ただいまの54ページ、負担金補助金、交付金の青年団体活動補助金7万2,000円の減額補正でございますけども、これは先ほど議員申されたとおり、青年団というだけではなくて、青年団体ということで合併以来地域の若い方によるまちづくり、地域づくりによる活動に補助、助成をいたしております。だんだん少なくなりまして、グループS及び新明地域青年団、2団体ではございましたけれども、新明地域青年団におきまして予算的な活動内容も十分できているということで、辞退と申しますか、申請がなされなかったということで、その分の落とさせていただいたところであります。十分、新明青年団、メンバーもいらっしゃって、収支決算及び団体活動もしっかりなさっておりますけれども、ちょっと私たちでやっていくといいますか、申請がなされなかったという内容であります。地域の支えとなっております若い方々の青年団及び青年団体、若い方々、それからまた子供たちや地域を見守っていただいております婦人連絡協議会の組織の数の弱体といいますか、衰退におきましては大変な問題であると認識しております。社会教育団体と捉えまして、活動を一緒にまちづくりやっておるわけですけども、任意団体の自主的な活動という面もありまして、それぞれの自主的な頑張りとともに、私たちも一緒になってこの活動をなくさないように下支えという面で教育行政は今後ともやっていかなければならないと思っております。

○田島健一町長

久原議員の御質問にお答えします。

先ほど課長のほうからも答弁を申しましたとおりでございますけれども、やはり地域活動が活発であるということが町の元気の指標にもなるのかなというふうに私は思っております。やはり、今日の社会を見てみますと、コミュニケーションの希薄化と申しますか、やはりプライバシー、せからしかとかですね、個人の問題やろうもんっ

て、そがんとわがまいわがまいやろうもんと、そういった社会が形成されてしまってるからこういった活動が少なくなってきたのじゃないかなというふうに思います。やはり、青年団や婦人会はもとより、最近は老人クラブもないところがあるというようなことも聞き及んでおります。そういったことから、私は来月から地域を回っていきたいということをしてしておりますので、そういった地域集会の中において、私のほうから提案をいたして議論をしてみたいなというふうにも思っているところでございます。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかございませんか。

○西山清則議員

50ページの住宅建設費の減額ですね、これは福富支所跡地の町営住宅の箇所ですかね、これ私ちょっと覚えている状態では、この工事費については増額補正が1回、9月ごろかあったんじゃないかなと思っておりますけれども、何でこれまた今になってこんな減額がなされたのかなと。私の記憶違いやったらわからないですけども、工事費なんかいろいろ整備しているところに出てきて、不足しているから増額になったんじゃないかなと思っております。

それと、56ページのこれもちょっと私説明を聞き漏らしたかもわからんですけども、公債費の利子償還金、これの減額の理由を伺いたいと思います。

○赤坂隆義土木管理課長

50ページの住宅建設費の件ですけど、この建設費については議員言われたとおり、福富支所跡に建てている今回の住宅の件でございます。今回、工事費の中で4,600万円の減額をお願いしておりますけど、これにつきましては入札減、また精算見込みで減額をお願いしているものでございます。さっき9月か10月と言われましたけど、これについては昨年の12月の補正の段階で、工事費でなく、委託料と負担金補助、これにつきましては水道の工事が西佐賀水道で当初負担金であるような計画でございましたけど、これを反対に工事のほうに入れておまして、12月につきましては減額の補正を委託料と負担金の補助を行っております。

以上です。

○片渕克也財政課長

公債費の利子の減額についてでございますが、当然当初予算においては通常の起債台帳から拾い出しました利息分と起債前借りと申しますか、繰越分ですね、この分についても目いっぱい予測して計上しております。それと、繰上償還分も通常の償還分として繰上償還の協議がいかなかった場合ということも想定されますので、この分も想定しております。これらが、例えば繰上償還ができますと、償還後の利息について残ってくるというふうなことになります。起債前借りについても早期に借りる予定

をしておっても、なるべくその時期をずらすというふうなことで、利息が減額を発生してまいりますので、そのようなことで減額をしております。

○西山清則議員

住宅建設費ですけど、あれ整備しているときに中からいろんなものが出てきたというて、増額補正はなかったとですかね。その分があるのに、何でされたのかなと思って質疑しとるんですけども。

○赤坂隆義土木管理課長

さっきの件ですけど、実は12月の議会の折に、町営住宅の下区中央住宅新築工事ということで、変更契約の議決のお願いをいたしました。そのときには、124万8,000円の契約の変更をお願いしたものでございます。言われたとおり、原因については今言われたとおりでございます。

○白武 悟議長

ほかございませんか。

○秀島和善議員

2つお尋ねを申し上げます。

まず第1点は、先ほど関連しますけれども、予算書50ページの先ほどの町営住宅建設工事請負費4,600万円の減額補正ですけれども、関連してお聞きしたいところは、町内の業者の参入が最終的に何業者にわたってこの工事にかかわってきたのかということをお尋ねしたいと思います。

もう一点が、ページ数が53ページになりますけれども、2項の小学校費、2目教育振興費に当たります。20節の扶助費ですが、要保護・準要保護就学奨励費、減額補正で73万円です。同様に、中学校費においても、要保護・準要保護就学奨励費が減額補正で43万円となっております。この内訳についての説明をお願いします。

○赤坂隆義土木管理課長

今回建設をいたしました福富支所跡の住宅の町内業者の参入者ということでございますけど、これにつきましては建設事業につきましては21業者の方が、町内の21業者の方がかかわっておられます。それと、附帯しまして水道工事、同じく外構工事、舗装工事、下水道工事としておりますけど、全て水道、外構、舗装、下水については全て町内の業者ということで、合わせまして25社ということになります。

以上です。

○北川勝己学校教育課長

ページ、53ページの教育振興費の扶助費でございますけども、小学校の要保護・準要保護就学奨励費につきましては、当初予定が40人と見込んでおりましたけれども、決算におきまして34人となっております。そのために、73万円の減額としております。

また、中学校費につきましても、当初25人を予定しておりましたが、決算といたしまして21人ということで43万円を減額しております。

以上です。

○秀島和善議員

先ほどの要保護・準要保護就学奨励費についてですが、関連してお尋ねしますが、間もなく卒業式、そして新入学の入園式、入学式のシーズンになってまいりました。同時に年度末でもありますから、新1年生に入ることによって、仕事をやめるとか、また新しい仕事につくという場合もあるでしょうし、そういう中での収入、生活費の変化もございます。そういう中で、この時期にこの就学奨励費についての啓蒙活動はどのように学校側、また担当課から各保護者になされているのでしょうか。

○北川勝己学校教育課長

この就学奨励費につきましては、私どものホームページ等にも掲載をいたしております。また、各学校におきまして入学の時点で各保護者に対してチラシ等を配布する予定でございます。

○白武 悟議長

ほかございませんか。

○溝上良夫議員

47ページ、一番下の商工費、情報発信事業ラジオ放送委託料、これは今年度で終わりということで、精算の減額でしょうけども、答弁しにくいでしょうけども、効果、どういう効果があったのか。それと、テレビの視聴率に当たる聴取率ですか、ラジオは。よくわかりませんが。そういうどれだけの人が聞かれたのか、そういう調査ができたのかどうかですね。まずそれをお伺いをいたします。

○小野清次郎産業課長

商工費関係の情報発信の放送でございますけど、一応減額は108万9,000円の減額をさせていただいております。この理由といたしましては、雇用関係のあれで1名、1カ月近く減になっている関係でこういった状況となっております。この効果はということでございますけども、白石町の情報を福岡エリア地区関係にも情報が流れて、そういった関係でPR活動はできてきたものとは思っております。それとあと、聞いている方がどれぐらいかという調査でございますけども、なかなかその調査につきましてはどういった方法でできるか、ちょっとその辺も検討していかなければならなかったんですけど、それについては一応できていない状況でございます。

以上です。

○溝上良夫議員

この事業、県の補助金でされたんですけど、県の補助金があるから、それと緊急雇

用対策にはなつたでしょう。ただ、この中40人近くいますけども、何人の方が聞かれたのか、取材が何件あったのか、そういうことももちろん報告あったでしょうけども、2名の方かの緊急雇用の対策でこの事業を1つは理由があったみたいですけども、そういうことじゃなくて本当に効果があったのかどうか。本当はもうこの事業を始めるときに検討すべきだったかもしれませんが、なかなか放送ですから効果はわからないでしょうけども、この件に関してはもう県の補助金がなくなったから、もう今年度で終わりということなわけでしょう。そういうことで、これを何か参考にして今後また考えたのかどうか、そういうことを含めてお伺いをいたします。

○小野清次郎産業課長

先ほど言われたとおり、この事業につきましては一応今年度、24年度で最後ということでございます。これにかわる事業はどういったものを考えているかということでございますけども、PR活動につきましてはみのりちゃんを使った事業で今後は活動をしていきたいということでございます。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終了します。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

採決をいたします。本案は「平成24年度白石町一般会計補正予算(第6号)」であります。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

11時54分 休憩

13時15分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

日程第3

○白武 悟議長

日程第3、議案質疑に入ります。

議案第5号「白石町水道事業における技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定について」質疑ありませんか。

○片渕栄二郎議員

現行法とこの改正条例について大きな違いはどこにあるのか、お尋ねをいたします。

○荒木安雄水道課長

片渕議員の御質問にお答えをいたします。

現行では、水道法による法令で取り扱いを行っております。この条例で申しますと、第3条第5項学校教育法による高等学校または中等教育学校において、土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した後7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者ということで、一応水道課では私が土木科を卒業いたしまして7年以上勤務しておりますので、現行では私が一応布設工事監督者となっております。また、ほかの部署に、ここの6号にございます10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者ということで、一応他の部署に2名おります。それで、ここの9号にございます白石町水道事業において、5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者ということで、この条例が可決されますと、一応今水道係のほうに5年以上勤務しておる者が2名おりますので、水道課では計3名になります。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

質問いたします。

これは、4月1日からの施行というふうなことでございます。それで、お伺いするのは、今3名というふうな回答が出ました。それは、水道の技術管理者が3名というふうなことと思いますけども、もう一つ布設工事監督者ですね、これが実際何名いるものなのか。また、これ資格を有する者が多分水道課にはおらんといかんと思いますけども、人事異動等で資格を持たんけん水道課に入らねばいというふうなことが実際あるものか。水道課に転属になられた場合、この資格を取るようにならせて勤務をさせるのか。また、資格に対しての更新ですね、これ多分国家資格と思いますので、更新の頻度とか、そこら辺を具体的に御説明をお願いします。

○荒木安雄水道課長

吉岡議員の御質問にお答えいたします。

先ほど片渕議員のほうにも申し上げましたけれども、布設工事監督者が3名です。布設工事監督者が現在3名ということですので。そのうち水道課には私一人でございます。それと、水道技術管理者でございますけれども、これは厚生省が行う水道の管理に関する講習の課程を修了したものでございます。一応受講して国家試験に合格した者が現在私を含めて4名おります。一応水道課に2名、他の部署に2名、現在おります。それと、この水道の技術管理者を持たなければ水道課には配置ができないかという御

質問でございますけれども、一応その職場の中に1人は必ずいなければならないということになっておりますので、必ず水道課のほうに技術管理者を置かなければならないということにはなっておりません。

以上です。

○吉岡英允議員

資格の更新時期。

○荒木安雄水道課長

この資格の更新時期はありません。永遠に技術管理者の資格は更新というのはございません。

○白武 悟議長

ほかございませんか。

○久原久男議員

この管理者ですか、町内の水道工事店、指定の工事店あると思いますが、そこには何名かがおられる。その辺は。

○荒木安雄水道課長

この水道技術管理者というのは、水道事業をする、水を配るといいますか、そういう事業を行うところが技術管理者の資格を持っていなければならないということになっておりますので、現在のところ一般の業者が水道技術管理者は持ちません。

以上です。

○久原久男議員

この任命といえますか、許可ですか、これは国の管轄であるわけですが、どういったことですかね。

○荒木安雄水道課長

前にも申し上げましたけれども、一応厚生省が行う水道の管理に関する講習の課程といまして、一応これは学科試験がございます。学科試験と実務がございます。それで、学科に合格しないと実務には携わることができません。それで、一応これは福岡の水道局で学科試験はございますけれども、あと実地試験が佐賀市の水道局に半月から1カ月実務に行って、そのレポートといえますか、それを厚生省のほうに提出をいたします。それで、厚生省が認めれば厚生省のほうから認可といえますか、許可が来ることになっております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終了します。

議案第6号「白石町特定環境保全公共下水道条例の制定について」質疑ありませんか。

○秀島和善議員

白石町特定環境保全公共下水道条例案の内容について、二、三、お尋ねをいたします。

ページ数、1ページです。

第3条の(4)として、除外施設公共下水道の施設の機能を妨げとありますけれども、除外施設とは何を指すのか、まずこれが1点です。

2点目に、同じページの第3条(5)として、特定事業場法第12条の第2第1項に規定する特定事業場ということでのこの特定事業とは何を指すのでしょうか。

そして、次のページの2ページ、第4条です。第4条に、排水設備設置義務者は、町内に居住しない場合、その他町長が必要と認めるときはこの条例に関する一切の事項を処理させるため、町内に居住する者のうちから代理人を選定し、町長に届け出ねばならないとありますけれども、まずここで言う町長が必要と認める場合というのはどういう内容が考えられるのかということと、町内に居住する者のうちから代理人を選定するという点で、単にこの規定のとおり、町内に居住すれば誰でもこの代理人に選定になることができるのかという点です。

もう一点だけ、3ページの第7条の(3)になります。ノルマルヘキサン抽出物質浮遊料とありますけど、この内容についての説明をお願いします。

○赤坂和俊下水道課長

お答えをさせていただきます。

まず、第3条の用語の定義の中で、4号除外施設でございますけれども、広く環境関連の法案の中で、水質関係につきましては水質汚濁防止法ということで適用になってきます。その中でも規制がありますけれども、人の健康または生活環境に被害を生じるおそれのある汚水ですね、汚水を排水する場合はそれを取り除かなければならない。要するに、公共下水道に入る場合もその分を除いてもらわないとその機能を保護することができない、あるいは放流水についてもその影響が出てくるということで、そういった施設、そういう汚水を排水する施設については除外施設を設けてくださいということの除外施設になります。

それから、5号の特定事業場ということですが、これも先ほどの除外施設と関連はいたしますけれども、そういった特定施設ですね、これが水質汚濁防止法とダイオキシン類対策特別法によって、そういった施設が決められております。水質汚濁防止法におきましては74施設、ダイオキシン類対策特別法においては19施設ということですね。病院とか、こういった施設、そういった先ほどの健康あるいは環境に影響するような水質を流すおそれがあるという施設になりますけれども、そういったところを特

定事業場ということで定義をされております。

続きまして、第4条の代理人の選定ということですが、公共下水道が始まりまして、その使用者が下水道を使用されるとそうした場合に、まず使用開始届から使用料の徴収、あるいは名義人の変更等、いろんな使用に当たっての経過にいろんな移動とかが発生するかと思います。使用料についても賦課をいたしますので、そういった場合、やはり長期間町外に転出されたり、あるいは入院とかされたときですね、連絡がつかないということではちょっとなかなかその辺がスムーズにいきませんので、なるべく白石町内におられる方、知人、友人、親戚の方で結構だと思っておりますけども、そういう方、連絡をとられる方をちょっと選任をお願いしたいということで、ここに条例をお願いしております。

それから、ノルマルヘキサン抽出物質含有量のことなんですけども、水質中にある油の量でヘキサンという溶剤によって抽出される量をいいます。油には、動植物性のものと鉱物性がありますけれども、そういったことを総称してノルマルヘキサン抽出物質ということであらわしています。

以上であります。

○内野さよ子議員

4ページの第11条ですけれども、下から10行目ぐらい、排水設備等の施設等の工事はという2行目ですが、以下責任技術者という人がいらっしやって、指定工事店ですね、そういう人がいらっしやる指定工事店という、なければならないというふうになっていますが、ただし町長が特に認めた工事についてはこの限りでないという、こういった現状のときの特に認めたというのはどういふときなのかということと、もう一点、6ページの16条ですが、上から十二、三行目ですが、使用開始の届け出、使用者は公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、もしくは再開するとき、こういうときというのはどういふときなのか。こんなんがあるときに何かあるのかなと思っておりますが、どんなときなのかをお願いします、2点。

○赤坂和俊下水道課長

お答えをさせていただきます。

第11条の排水設備の設置に関する責任技術者指定工事店の話なんですけども、ただし町長が特に認める工事についてはこの限りではないということなんですけども、基本的にはそういう責任技術者のいらっしやる工務店という話になりますけども、一般的に公共事業で実施した場合についてはそこまで、ある程度技術持っておられるところもありますので、そういう考えを持っておりますけど。

それから、第16条ですね、使用開始等の届け出ということなんですけども、一般的には開始をしたり、休止をしたりという届け出を出していただきますけども、どういふ場合かと申しますと、やはりアパートに住まわれていらっしやる方が転出をされたとか、転入をされたとか、そういうのは事例としてはあると思います。

以上でございます。

○内野さよ子議員

11条の件ですが、課長の答弁ではちょっと曖昧で、そんならばこういうものを書く必要はない、つくる必要がないような気がします、何か今現在でそういう不都合なことがあるからそういうふうにおっしゃっているのか。今後はやっぱりこういうふうに決まっているんだったらそういうただしとかはつけなくてもいいんじゃないですか。これだけ厳しくなっているんだったら。

○赤坂和俊下水道課長

11条関係ですね。現在は、こういう事例はあっておりません。現在、農業集落排水事業を実施しておりますけども、こういう事例はあっておりませんが、やはり排水設備というのは当然公共下水道のほうにも影響しますし、ある程度設計においても工事においても経験あるいはそういった知識のある方がされたほうが後もって支障がないということが前提で、排水設備は責任者がいらっしゃる工務店でという話ですけども、先ほど申しましたとおり、町の工事で、今回もある町委託の施設で下水道工事を行いました。それも排水設備を町の事業としてやりましたけども、そういう場合も町内業者の方はある程度そういう今の下水道管の工事もされていますので、ある程度そういうノウハウもございます。ですので、そういった場合、何でもかんでもそういう排水設備に関して責任者がいなければならない、指定工事店でなければならない、拘束をかけてたら公共工事として発注した場合にその対応がなかなか幅とかが狭くなってしまふんじゃないかということも考えて、そういうことで考えておりますけど。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

3ページですかね、7条関係の最後に、8ページになりますね、前項の規定は公共下水に排除する汚水の1日当たり50立方メートル未満である場合は適用しないということで、一般家庭にはまず適用しないというふうに考えられます。それと、新たに5ページに、特定事業場からの汚水の基準という項目があります。その違い、それと農集と比べてみますと、この基準関係は国の管轄が違うかもしれませんけども、微妙に違います。その違い、農集との違いですね。一番最初に上げている温度、45度未満と書いてありますけども、農集では高温ではない水を流しなさいというふうに書かれております。そこら辺の農集との違い、それが違いがあるのが当然なのか、統一はできないものか。まず、その2点をお伺いいたします。

○赤坂和俊下水道課長

7条関係で、除外施設の設置の中で、第3項ですけども、排水路が50立方メートル未満である場合は適用しないということですね。ですから、一般家庭にはほぼ適用はなされないことになりますけども、この分につきましては、除外施設が先ほど申しましたけども、下水道施設の機能とか、保護するために制限をかけるのと、その終末処

理場の放流水の水質を確保するという面から規制をかけておりますけども、50立方メートル未満であればそこまで影響がないだろうという判断で、下水道法施行令等も参照しながら決めているところでございます。

続きまして、特定事業所からの汚水の基準ということですね。この辺、非常にわかりにくいかと思えます。7条と14条ですね。そういったことで各流せる項目とか、その量とかをあらわしていますけど、なかなか、この範囲内で流してくださいというのが1つありますよね。14条関係につきましては、先ほど言いました特定事業所ですね、事業所から流す汚水については処理場で処理可能な物質、ここに項目として挙げてますけど、そういうのを流して、この範囲で流してくださいというのが14条の関係になります。ですから、7条関係はこういうのを流すようにするために除外施設を設けてくださいですね。14条関係につきましてはこういう範囲で流してくださいというのが、ですから7条関係は特定はしてません、一般の方、全ての方に対象になってくるわけですね。14条の関係につきましては特定事業所のことになってまいります。

それと、農業集落排水施設とこの公共下水道で条例が中身が少し違うということでございますけども、やはり公共下水道になりますと、一般家庭の汚水と事業所の汚水全てを受け入れるという形になります。農業集落排水事業の施設におきましては、一般家庭の要するに生活排水を受け入れるという、そこは前提が違うものですから、公共下水道の場合はある程度そういったその範囲に工場等がありますので、そういう物質を扱っておられるところもあるという想定からこういう制限をかけているところでございます。

以上でございます。

○溝上良夫議員

私、勘違いしてますけど、農集ではそういう事業所は入られないということですかね。それ条件だったかもしれません。まずそれと、いつも思うんですが、これ国が決めてあるものに準じて書いてありますけども、本当にわかりづらい。もっとわかりやすくできないものかなというふうにいつも条例関係思うんですけども、そのこと2点についてお伺いいたします。

○赤坂和俊下水道課長

1点目の農業集落排水施設では、そういった事業所の汚水は受け入れないということですね。基本的には、そういうふうにはなってないですね。生活排水ということですよ。

それから、2点目につきましては、下水道法及び下水道法施行令にもきちんとありますけど、その中にやはり条例でこの部分は示しておかなければならないよというのがあります。やはり、皆さん方も下水道いつも見ておられるということじゃないでしょうか、条例で的確に見えるようなところをきちんと住民の方に制限をかけるというか、そういうお願いをするところはきちんと示さなければならぬかなとは思っておりますので、ちょっと複雑にはなっておりますけど、お願いいたします。

○溝上良夫議員

この汚水を流すことに関して、各家庭どういう汚水が流れてくるのかわかりません。その調査をするのか、自分で自己申告なのか。事業所あたりは調査をするのか。一般家庭と事業所の調査のぐあいですね、それを最後にお伺いします。

○赤坂和俊下水道課長

一般家庭につきましては、調査はいたしません。ただ、事業所につきましては、まず把握をします。全てですね把握をしながら、そこでどういうものを扱っておられるかということ把握しながら、それとそういう該当するところにつきましては届け出をしていただいて、ある程度の検査もそこでしていただいて、検査記録も見せていただくという手法をとりたいと思っております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

済みません、もう一点。8ページの一番下にあります第25条ですけれども、公共下水道の敷地または排水施設に物件を設け、継続して占用するものとはありますが、反対は考えられるかなと思いますが、この施設に他のものが占有することというのはどうということなのか。例えば、普通水路なんかにこういうものが入ったりする、進入したりする施設なんかもあると思いますが、この特定の施設にどういうものが考えられるのか。占有するものとはどうということなのか。

○赤坂和俊下水道課長

25条ですね、占有の許可に関してだと思えますけれども、排水施設に物件を設け、また継続して占有する場合という、ガス管とか水道管ですね、そういうのが都市部では起きていますけれども、それと施設ですので、排水、公共下水道の敷地及び排水施設ですので、空間ですね、下水道管の上、下水道管下にありますので、上のほうの空間を利用するというのも考えられますので、その辺のことで考えておりますけど。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

二、三点関連のところもありますが、お尋ねをいたします。

条例案の4ページです。

第11条、先ほど前者質疑の中で出されておりましたけれども、指定工事店は、現在町内にこの指定工事店といわれる店が何軒あるのか。そこに、必ず1名以上責任技術者がいるものであるのかどうかというのがまず1点です。

2点目に、8ページです。

使用料の減免のところ、第20条にこのように書いてあります。町長は、公益上、その他の特別な理由により必要があると認めるときは使用料を減額または免除することができると。そして、2として、水洗化促進のため、別表第3に定めるところにより使用料を免除するというところで、この内容についての説明をお願いしたいと思うんです。どういう理由が今後考えられるのか。それと、別表第3というのはどこにあらわしてあるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○赤坂和俊下水道課長

第11条関係ですね、指定工事店ですけども、町内に17業者ございます。全て責任技術者は専属でいらっしゃいます。

それから、20条の使用料の減免でございますけども、現在使用料の減免につきましてはどういう場合があるかということでございますが、使用者の方が災害等を受けられた場合、受けられたときですね。それと、下水道使用料につきましては、水道の量に応じて算定するというところで、もし漏水等が発生した場合、それについては減免をしたいと思っております。それから、別表第3ですけども、最後のページになりますけども、13ページ、20条関係ということで別表第3、これもなるべく接続を早くしていただきたいと、供用開始した方につきましては早目に接続していただきたいということで、それとその負担の軽減を図るという意味から、供用開始した日より1年以内に接続された方については6カ月、1年から2年につきましては4カ月と、2年から3年につきましては2カ月という減免措置をとらせていただいております。これは、農業集落排水事業においても適用いたしております。

以上でございます。

○秀島和善議員

12ページです。

12ページの附則の2の当分の間、第21条に規定する延滞金の年7.3%の割合はとありますけども、この延滞金の7.3%の算出根拠は何なんでしょうか。

○赤坂和俊下水道課長

附則の延滞金の割合の特例でございますけども、延滞金及び還付加算金の割合につきましては、地方税法の一部を改正する法律により、当分の間は特例基準割合によってということで特例が設けられたところがございます。この場合、日本銀行法に定められた0.3%を24年度中に特例基準割合4.3%に……。ちょっと待ってください。ちょっと後もって説明いたします。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終了いたします。

議案第7号「白石町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について」質

疑ありませんか。

○秀島和善議員

条例案の2ページです。

先ほどとも関連しますけれども、第21条の2に、町長は納期限までに使用料を納付しない者がいるときは、当該使用料金額にその納付限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その使用料の金額が2,000円以上（1,000円未満の端数は切り捨てる）とあるときは年14.6%（督促状に指定する期限までの期間については年7.3%）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとするところとありますが、この14.6%という延滞金の算出根拠について、まずお尋ねします。

それと、新旧対照表の2ページになりますけれども、加入金の額は現行が30万円とありますが、これを改正案として15万円にするということについての理由、以上2点についてお尋ねします。

○赤坂和俊下水道課長

お答えをさせていただきます。

延滞金の率ですね、率について14.6%ですけども、これも後もって御説明をさせていただきます。

もう一点の新旧対照表の2ページでございますけれども、加入金額を30万円を15万円にした理由ということでございますけれども、現在農業集落排水が一応5地区完了いたしまして、新規加入ということはいろんなケースが出てきております。1つの宅地、広い宅地に、もと住まれてた方が公共ますを設置されていたと。その隣に、新しくまた家を建てられて、親子関係が多いんですけども、その方が流入するとき、新たに公共ますを設けなくてものますに設けようという、そういう事例も出てきております。ですので、一概に30万円に対応するのはいかなるものかということで、こういうふうには、ある程度公共下水道にもあわせた形になるんですけども、ケースになると、そういうケースを幾つか想定しまして、まず15万円は当時農業集落排水の負担金として皆さん納めていらっしやいましたので、公共ますを1基設けるんだったら15万円です。ですけども、次の5項になりますけれども、工事は自分で行ってくださいということです。今までは町が行ってましたけれども、加入者が工事を行ってください。これも、そういうケースが出てきますので、一概に金額だけでは対応できないと。ですので、そういう形に対応するために、自分で工事をやってくださいと。ただ、公共ますから下水道本管に向かう分についてはその完了を受けて、検査を受けた後に帰属してくださいという形をとっています。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認め、質疑を終了します。

議案第8号「白石町営住宅条例の一部を改正する条例について」質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認め、質疑を終了します。

議案第9号「白石町都市公園条例の一部を改正する条例について」質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

文言の説明をお願いします。

2条3項の1、2、3ですね。街区内、近隣に居住する徒歩圏内、単純に考えると、街区内というのは白石町、近隣というのはその近くで、また徒歩圏内というのは本当に近い方と、そういうふうな理解をしてよろしいでしょうか。

○赤坂隆義土木管理課長

都市公園の第2条の2のことでのお尋ねですけど、一応1号の敷地面積が0.2ヘクタールを標準と定めること、これが街区公園でございます。2号で定めています敷地が2ヘクタールを標準と定めること、これは近隣公園でございます。3号で定めております徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地は4ヘクタールを基準として定めることとしてますけど、これが地区公園ということでございます。

○溝上良夫議員

私が聞きたかったのは、街区内というのはどういう範囲なのか、近隣というのはどういう範囲なのか、徒歩圏内というのはどういう範囲なのか。それと、白石町の公園でこれに該当するところが何カ所あるのか。街区内は何カ所、近隣というのは何カ所、徒歩圏内にあるのが何カ所。これは新たにつくるときの条例なのか、そこら辺あわせてお伺いいたします。

○赤坂隆義土木管理課長

失礼しました。まず、街区公園から言いたいと思います。街区公園につきましては、公園を中心に半径250メートル以内に住む人たちが主に利用する公園というような位置づけです。それと、近隣公園につきましては、公園を中心に半径500メートルで、標準が2ヘクタールということですね。地区公園につきましては、公園を中心に半径が1キロということで定款されています。

公園何カ所あるかということですけど、白石町には都市公園関係が2カ所あります。水堂公園と白石中央公園でございますけど、中央公園につきましては地区公園というような位置づけでございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終了します。

議案第10号「白石町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について」質疑ありませんか。

○秀島和善議員

1点だけお尋ねいたします。

例規案の概要というところで、ページ数は振っておりませんが、議案第10号の例規案の概要というところを見ていただけますか。

3として、条例案の概要というところで、途中から読みますけれども、このため公共性や安全性を考慮し、原則的に国が定めた構造基準である河川管理構造令の規定を本町の基準としますと。ただし、としてあります。ただし、本町における準用河川の規模では基準の対象となる施設が少ないため、今後独自の基準に加える場合には、条例の部分改正で対応していくこととしますというところですが、ただしのところでもあります。この準用河川の規模では、基準の対象となる施設が少ないためとありますけれども、本町の場合にそういう施設は全く皆無なのか。それとも、一定の基準があり、その基準を満たしてないから少ないと言われているのか。ここは、どのように解釈すればよろしいでしょうか。

○赤坂隆義土木管理課長

一応、準用河川につきましては、市町村が指定する河川という定めがあります、の中で今現在4河川で約1,600メートル程度が準用河川として指定がなされております。ここで、条例の案の概要というところで、本町の河川の規模では基準の対象となる施設が少ないため、今後独自の基準を加える場合には条例の対応をしていくこととしていきますということは、さき言いましたように、延長的にも規模が少なく、個々への影響、また今後指定するとか、また大幅な今の既設の準用河川を改修するとか、そういうような計画は今のところありません。ということで、詳細については今回定めはせず、構造の基準例を参考としているということでございます。で、今後しなきゃならないときには改正をもってするというところでございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認め、質疑を終了します。

議案第11号「白石町営住宅等整備基準条例の制定について」質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

3ページの第13条ですけれども、下から10行目ぐらい、敷地内には必要な自転車置き場、物置、ごみ置き場等の附帯施設が設けられていなければならない。先ほど住宅の一覧表がありましたが、あの中にはやっぱりこういうようなものが含まれてくるんだと思いますが、町内の住宅の中にはこのような例えば13条のようなできていないと

というような心配な箇所とか、そういうものが多分あるんじゃないかと思いますが、そういう点があるとしたらお願いします。

○赤坂隆義土木管理課長

13条の附帯施設の件での御質問だと思います。

これについては、今建築しています地区とか、最近した建築をなされたところについては、自転車置き場とか物置、ごみ置き場等は設置してあります。今回の福富のところにも新築をしておりますけど、まさにこれに合った建築をしております。昭和40年とか、50年前に建った古い、老朽化した建物があります。そこについては、自転車置き場とかは今のところ設置してないということでございます。今後つくる場合にはこれを基準にしてつくっていきますよというような整備基準でございます。

○内野さよ子議員

これは、そのまま国の法律をそのまま、国土交通省ですかね、引用してそれをそのまま町の条例にしてあるわけですが、これはもともとここになくとも国のほうで管理をしてあったときでも、こういうような現状がずっとあったと思いますが、それはどこかで線引きが、何年度から建設のものについてはいいとか、そういう規定とかはあったんですかね、もともと。

○赤坂隆義土木管理課長

もともとこういう規定はあったのかということですけど……（「線引きどこかで、52年から何年はどうだとか、そういうことがない限りは……」と呼ぶ者あり）この13条の規定についてはちょっと後もって回答します。

○内野さよ子議員

13条に限らず、いろんなところで施設の中には不十分なところと足りないもののがいろいろあると思うんです。古いもの、特にですね、そういうようなものについてはやっぱり国もいいですよということからは許しとるということですよ。そういうようなことが何か今までにも何か例えば注意とか、そういうようなものがある、何年前のものはよかばってんとか、そういうようなものが多分あったと思いますが、それについてです。

○赤坂隆義土木管理課長

今回、整備基準については初めて制定するものでございまして、省令等については随時改正がなされていったと思います。ちょっといつの時点でこういうふうになったとか、その辺はちょっとわかりません。済みません。

○秀島和善議員

白石町営住宅等整備基準条例の制定についての内容についてですけれども、まず1点目にお尋ねしたい点が、3ページ見ていただけますか。

3 ページの第11条です。11条には、住戸内の各部には移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置、その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講じられなければならないとありますけれども、まずこの項についてですけれども、障がいを持つ方が入られるとしたときに、ここの11条にどのように影響してくるのでしょうか。今回の、具体的に聞きますと、下区の住宅について車椅子で入居を予定する方があった場合に、この条例がどのように影響してくるのかということも含めてお聞きしたいところです。高齢者等とありますけど、この等というのは障がい者の方を指しているのか、そうではないのか。もし、そうでなければ、障がい者のための住戸内の措置が必要になってくる、条例として1項目必要になってくるのではないかと考えています。

次に、第2節の共同施設の基準として、3 ページには児童遊園、次の4 ページには集会所とありますけれども、私が十分認識不足ですけれども、下区の住宅についてはこの児童遊園と集会所の設置がなされているのかということをお尋ねしたい。

3 点目、最後に駐車場の設置についての項目は条例上必要なかったのでしょうか。

○赤坂隆義土木管理課長

まず、条例の3 ページの11条、12条、この2条についてはバリアフリー対策ということで定められております。具体的に申しますと、具体的に今回新築をした福富での対応はということですが、一応高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための対策といたしまして、通路から玄関にするって段差なく入れるような構造にしております。それと、玄関に入って、上がられて、高さが約15センチぐらいですかね、低くしております。それと、住戸内のドアといたしまして、トイレとか幅について車椅子が入れるようなスペースとしております。ですので、トイレあたりもとても広い感じがいたします。もちろん、バス、トイレも一緒ですね。同じく、入り口のほうを車椅子が通れるような幅となっております。

それと、14条の児童遊園と15条の集会所の件ですが、児童遊園については今駐車場の北のほうに約300平方メートル確保しております。集会所については、ここに書いておりますけど、集会所の位置及び規模が敷地内の戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等について住居者の利便を確保した適切なものでなければならないということで書かれてありますけど、確かに福富の住ノ江住宅は集会所がございます。あそこは、多分59戸ぐらいの住棟だと思います。今現在、町では県土づくり本部が出てますまちづくり推進課から発行されています開発許可の手引という本がありますが、その中に50戸以上については集会所を設けるとか、そういう定めがあります。それを基準に行っております。50戸以上については、30から70平方メートルの集会所を設置しなければならないとか、そういう規定がございます。それにのっとって、今回は24戸ということをつくっております。

もう一点、駐車場の件ですが、駐車場についてはこれも共同施設のうちに入ります。今回定めておりませんが、今回後もって説明します公園等の施設の基準の中に、身障者等に対するスペースの、車椅子用の車のスペースとか、そういうものを定めますが、それに合った額で今回48駐車場を確保しますが、そのうちの2台は身障者

用の専用のスペースといいたいでしょうか、車スペースというふうに、それは設置する予定でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終了します。

議案第12号「白石町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

まず、3条、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。この意味というか、該当する公園ですね、そういうものがどういう公園が該当するのか。

それと、4条以下、いろいろ書いてあります。高齢者と障がい者のために、高齢者、障がい者の方が利用するためにこういう条例がなされておりますけど、これによって白石町の公園がどれだけ改善をするところが出てきたのか。

それともう一つ、5ページ、7条の3項、当該野外劇場、これは白石町のほうにあるのか、私が考えるのはふれあい郷のところと白石総合センターの裏、2カ所あるのかなというように思いますが、これに関して車椅子の利用者が円滑に利用できる観覧スペースかれこれと書いてあります。そういうところを設置しなくちゃいけないのかどうか、その3点をお伺いいたします。

○赤坂隆義土木管理課長

特定公園施設の該当ですけど、これは12施設が定められております。12施設でございます。ここに掲げております園路及び広場とか、ずっとこの分が特定施設ということでございます。(「災害等のために一時使用する特定公園施設はあるのか」と呼ぶ者あり)一応、これについてはないと思います。

○白武 悟議長

暫時休憩します。

14時19分 休憩

14時30分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

○赤坂隆義土木管理課長

まず、一時使用目的の特定公園施設ということでございますけど、これは特定公園といえますのは、市町村が所有する都市計画区域内にある公園という理解をしています。この都市計画区域内にある公園といえますのが、白石中央公園と水堂公園という

ことで、この条例の規定によらないことができるということでありまして、災害の場合、下に掲げております12の施設の設置についてはこの規定によらないことができるということでございます。

それと、5ページ目の野外劇場ということでありまして、ここにつきましては該当するところは白石中央公園の野外ステージの分でございます。車椅子のスペースを設けることとありますが、この施行以後に整備するときにはこういうものも考慮してつくらなければならないということになります。

○溝上良夫議員

この条例は、新たに設置する公園で適用されると。それと、今までの公園の中で整備をし直したらこの条例が適用されるということです。どこまでの範囲で既存の公園を拡張なり、改修なりすればこれが適用されるのか。野外劇場あたり、塗装工事かれこれもうそろそろかかると思います。そういうものをしたときに、この条例が適用されるのかどうか、そこら辺わかれば返答をお願いします。

○赤坂隆義土木管理課長

この当該野外劇場の駐車場ということでありまして、今後こういったものを整備するときにはこの規定に合うように整備をするということで、今後新築とかそれをする場合に該当させるということでございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○岩永英毅議員

この公園法は、前の一括して何か公園法と、今国の施策であったものの法律を地方分権一括法で決めなさい、それをぱっと決めるんじゃないで、あと一考して白石町内にどういう公園があると、その公園をどういうふうにしたほうが有効活用できると、そういうものを一つの案にできないんですかね。水堂公園だとか、都市計画区域内にもいろいろ公園の種類があると。あっちこっち見て公園法をせないかんと。それよりも一つの公園法というのをぽっと条例を持ってきて、この条例は都市計画法の区域内の公園はこうします、こういう基準がございます、あるいはこの児童公園についてはこういう基準を設けていきますよと、そういうのが地方分権の考え方じゃないですか。そのままこれを持ってきて、今度新しいやつからしますよと。少し、各地方の行政でもう少し考えて地方の公園に合うように条例をつくりなさいというようなその考え方をするのが地方分権の目的じゃないですかね。どうでしょう、町長さん。なられたばかりであれですけども、地方分権のあり方としてですよ、地方行政のあり方として、主権を地方に持ってきますよ、じゃあ町の行政のあり方として、地方の行政職を資質向上を図るためにはそういう画一的な国の法律を持ってくるんじゃないで、条例を持ってくるんじゃないで、地方の条例は地方の発展のためにどういうふうにつくるんだよと、こういうのを考えなさいというのがその地方分権一括法の狙いじゃないかなと

私は思いますけども、そこら辺の考え方、これはもう前の体制でそのままつくられてるんでしょうけども、今後の考え方としてそういう考え方をすべきじゃないかと。

○百武和義総務課長

その前に、総務課のほうに議会に提案します条例等の事前の書式、字句、そういったものの審査をして、そして条例案を作成しまして議会にお諮りをするということで例規審査委員会を担当しておりますので、その関係で私のほうから若干説明をさせていただきたいと思いますが、今回の都市公園条例の一部改正とそれから移動等円滑化のための条例の制定についてということで、2本に分けて公園関係の条例を上げておるわけでございますけども、これについては先ほど議員おっしゃったように、地域主権一括関連法案によって今回の改正が出てきておるわけでございますけども、法令の改正があったときに適正な改正ができるように分けたほうがよいという判断もございました。それとあと、都市公園条例のほうについては都市公園法の改正、それから移動等円滑化のための部分については移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令によって本町の条例を制定するということから、今回2つに分けて提案をさせていただいておりますけども、先ほどおっしゃったように、1つの条例の中にうたえることができないかと、こういった御質問でございましたけども、先ほど申し上げました理由で今回ちょっと別々に提案をさせていただいたということでございますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

○田島健一町長

ただいま総務課長が答弁いたしたところでございます。私も大まかにはそのようなことを言おうかと思っております。今回お願いしておりますように、公園関係について、9号で白石町の都市公園条例の一部を改正する条例とあって、都市公園条例、大きなところの都市公園条例というところがございまして、その条例改正、しかしながら今回の特定公園施設については白石町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例という、ちょっとニュアンスがちょっと大きいのと小さいといいますか、基準の条例と、そういったところで何でも一緒にどうのこうのというのもないのかなと。先ほど総務課長が説明したように、事前に打ち合わせをしての御提案でございますので、よろしくお願ひしたいと思いますけど。

以上でございますけど。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

考え方を土木管理課長にお尋ねしますけれども、この条例によって施行が平成25年4月1日から施行するとなっておりますけれども、例えば1ページで、出入り口の幅が120センチ以上とするとか、また5ページを見ていただきまして、5ページの7条の野外劇場、野外音楽堂の(4)にありますけれども、不特定かつ多数の者が利用し、

または主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1つ以上は第9条第2項第10条及び第11条の基準に適用するものであることと、そして2として、車椅子利用者用観覧スペースは次に掲げる基準に適用するものでなければならないという該当とありますけども、この条例をもって、既存の施設の改築などがどのように図られていくものなのか。そして、これから新しくつくるものについては、この条例でこの定めでもってつくっていくわけですが、既存の施設がこの条例によってどのように変わっていくものなのでしょう。とりわけ、新年度の予算の中で具体的に例を挙げていただければわかりやすいと思います。

○赤坂隆義土木管理課長

新年度の予算の例で申しますと、一応来年25年は、中央公園の西の北のほうにトイレを2カ所設置予定でございます。これについては今回の設置基準に基づいて設置をいたしたいというふうに考えております。それと、既存施設にの考え方ですけど、既存施設については今後段差をなくすとか、改修するときそういうことideいきたいというふうに考えております。便房あたりもちろんですね。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終了します。

議案第13号「白石町道路法施行条例の制定について」質疑ありませんか。

○秀島和善議員

白石町道路法施行条例案の第4条の内容について、1点だけお尋ねします。

第4条を読みますと、こういうふう書いてあります。町基準のうち、停車帯にかかわるものは政令第9条で定める基準とする。ただし、停車帯の幅員は1.5メートルとするものとし、自動車の交通量のうち、大型の自動車の交通量の占める割合が高いと認められる場合においては2.5メートルまで拡大することができるというふうに条例案がなっておりますけども、この大型自動車の交通量の占める割合が高いと認められる場合というところですけども、どういう調査を行って、その高いという認定をはかれるようになるのでしょうか。基準はどこに置かれるのでしょうか。

○岩永康博建設課長

4条の停車帯に係る町基準は、お手元にお配りしております道路構造令、これで30ページの12というのがあるかと思っておりますけど、その上に第9条というのがありまして、その2に停車帯の幅については2.5と、国では2.5にするものと決めてあって、それで交通量の低いものについてだんだんと狭くして1.5メートルまでに縮小できるというふうになっております。町基準ではそれを最初は1.5メートルと定めて、交通量の多いものに拡大すると。交通量の多いものというのは、その構造令の30ページの5に、一番下のほうに、一日の設計基準交通量等がありまして、これ車線に対しても言

えることなんですけど、交通量が道路の種類によって9,000台とか、6,000台とか、そういうふうになっております。町道で、今整備をしている分で、3種が市町村道になっておまして、3ページですね、上のほうに30分の3というふうなのがありますけど、それでここに第3種の道路に計画交通量というのがあります、上のほうに右から、500台、500台から1,500台未満、ずっと種類によって決まっております。その交通量にあわせて、それを超えれば多いとか少ないとか、そういう基準になって整備をするというようになります。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○赤坂和俊下水道課長

先ほど条例関係で、秀島議員の御質問にお答えをしていませんでしたので、答弁させていただきます。

延滞金の年14.6%の件と、公共下水道条例の中で、附則2の7.3%の根拠でございますけども、この率につきましては、地方税法第723条のほうに年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならないというふうになっております。また、納期限から1カ月につきましては7.3%ということで記載をされております。その中で、当分の間と、公共下水道のほうの附則のほうで、当分の間は7.3%分を商業手形の基準割引率が0.3%になりましたので、年4%を加えた4.3%で1カ月分ですね、納期限の1カ月分について7.3%については4.3%でいいですよというふうな取り扱いをいたしております。

以上でございます。

○白武 悟議長

議案第13号について、ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終了します。

議案第14号「白石町立六角保育園の指定管理者の指定について」及び議案第15号「白石町立有明みのり保育園の指定管理者の指定について」は一括して質疑を受けません。質疑ありませんか。

○片渕 彰議員

まずは、この選考委員さん10名ということですが、まず前回も選考委員さん10名ということでしたが、今回の選考委員さんのどういった人たちが選考されたか、お願いします。

○鶴崎俊昭保健福祉課長

選考委員10名の区分でございます。まず、学識経験者が1名、それから児童福祉施設運営に関する者が2名、社会福祉団体から1名、地域福祉団体から1名、それから

税理士1名、関係行政機関、これは町の教育委員会でございますが1名、子育て支援団体から1名、それから保護者代表者として2名、計の10名でございます。

○片渕 彰議員

そしたら1点ほど、この方々は白石町在住の方か、どなたが白石町在住か、学識経験者が地域、大まかにでもよろしゅうございますので、お願いいたします。

もう一点は、14号、六角保育園については2つの施設の応募がっておりますが、もう一方のみのり保育園についてはあっていないという事実があります。その点を課長どういうふうにお考えをされているのか、ちょっとお尋ねいたしたいと思います。

○鶴崎俊昭保健福祉課長

まず、選考委員10名の町内外の内訳でございます。町外から3名、町内から7名という構成になっております。ちなみに、町外につきましては学識経験者、それから児童福祉施設に関する者2名、この3名の方が町外ということで、ほかは町内からの選出でございます。

それから、みのり保育園の応募が1事業所ということでございますが、これにつきましては問い合わせ等につきましては複数ございましたけども、最終的に1事業者の応募ということになっております。これにつきましては、私がこうこうこういう理由だということは承知はいたしておりませんが、保育園の規模、地理、そういう点からの公募1名でなかったのかということで、詳細こうだという理由についてはちょっと私のほうではお答えできないところです。

○吉岡英允議員

1点お伺いします。

指定の期間でございます。26年4月1日から31年3月31日までというふうなことで、期間を5年間設けてございますけども、この指定の期間が切れた後、また同じ方を指定されるのか、また違うその団体、法人さん、また指定を新たに取直して指定管理者の指定にされるのか、その辺のお考えをお伺いしたい。

○鶴崎俊昭保健福祉課長

この5年の期間でございます。公設民営を5年としておりますけども、その中間で評価というものを行いたいと思っております。後半、また公設民営で運営していただきまして、最終的にもうこの事業者にお任せできるということになりましたら、完全民営化という方向で当初の基本計画を策定しておりますので、その計画でやってまいりたいと思っております。

○吉岡英允議員

そしたら、任せられるようだったら任せるといようなことですが、またそのときもちろん選考委員会等を開かれると思っておりますけども、どういう方が選考委員というか、なられるかお考えがあったらお聞かせください。

○鶴崎俊昭保健福祉課長

その委員につきましては、一番いいのは今回選定をしていただいた委員の方が、事情も知っておられるし、一番いいとは思っております。ただ、年数も経て、メンバー等々交代もされるかもわかりませんが、一応今のメンバーを中心という考えは持っております。

○久原房義議員

まず、ここに指定管理者となられる住所なり団体名の記載はございますけども、この責任者、いわゆる法人でございますから、理事長あるいは園長等のやはり氏名も当然挙げていただいたほうが、よりわかりますし、また責任者の方もどっちみち当然その責任を負っていただきよるわけですので、氏名も公表いただければというふうに思っております。

それと、これは前世話かもわかりませんが、さっきも途中評価をやっていくということですが、当然ここに至るまでには、それなりの評価もしていただいて、こういった団体の方に指定をしたいということではございますけども、ただ何分身近に住民として、あるいは保護者として直接触れ合った経験がございませんので、万一不祥事といいますか、余り期待しておったような結果が得られないというような場合には、一応指定期間が5年間というようなことにはなっておりますけども、途中でのいわゆる解約的な処置は考えておられるのかどうかということです。

もう一つは、この指定の期間が26年4月1日からということですから、当然準備期間が要るからということであろうというふうに思います。約1年前にこの指定をするわけですから、当然いろんな準備等のために1年前に指定をして、その準備をやっていただくということだろうとは思いますが、その辺の1年前に指定をする根拠、この3点お尋ねしたいと思います。

○鶴崎俊昭保健福祉課長

まず、指定管理者の責任者、理事長でございます。それから、園長につきましてお答えをさせていただきます。

まず、六角保育園につきましては、社会福祉法人北方福祉会、理事長禿井隆信さん、それから同じく六角保育園の園長候補者禿井正信さん、それから有明みのり保育園でございます。学校法人静光学園、理事長江藤洋志さん、それから園長候補です、江藤静香さん。

それから、途中評価もするが、万一よい結果が出ていない場合等々、途中解約等々は考えているのかということですが、指定期間を5年間としております。途中評価をいたしまして、改善点、こういうところを直してほしい、こういうことをやってほしいというような評価等々出てくると思います。その結果を伝えまして、あとの指定期間やっていただきまして最終的判断をいたしたいと思います。万が一、不祥事というようなことになりましたら、もちろんこの指定管理者期間内であろうとも、その不祥事の内容にもよりましようけども、もちろんその指定管理を外すというよう

なことはございます。

それから、準備期間の1年間ということで、これはまさに質問者おっしゃいましたように、きめ細かな引き継ぎを行うということで、この1年間を予定をいたしております。

○秀島和善議員

まず最初に、町長にお尋ねしますが、町長もこの公立保育園の指定管理者制度移行については、町長の職についてから引き継ぎをされて承知されているかと思えますけれども、先ほども担当課長からも説明の中にありましたけれども、指定管理者運営を5年間経過を見、良好であれば完全民営化に移行するということです。ここの考え方についての町長の見解はどのように持っていらっしゃるのでしょうか。といいますのは、御承知のように、現在今日本全国では保育園の数が足りない、また定員が足りないということで、待機児童が何千、何万と全国にはいます。本町の場合に待機児童という者は現在おりませんが、佐賀県内でも待機児童数問題が保育園の民営化とあわせて現状として出ています。もう一つは、政府が幼稚園と保育園一元化にしていくということでの施策を進めている問題、そして認定保育園のあり方、私自身この方向がそれこそ営利を目的とした民間の企業が参入しやすい状況になるのではないかと。また、競争による保育園の運営がなされる心配もあるのではないかと思います。この点について町長の見解はいかがでしょうか。

○田島健一町長

町立保育園の公設民営、そしてさらなる民営化に向けての動きが既に始まっているわけでございます。私も町長選に出るに当たって、この動きを知ったわけでございますけれども、白石町に限らず、流れとしてはそうなのかなという動きがございます。私感じておるわけでございます。これは、保育園だけじゃなくて、いろいろなものにおきましても役割分担と申しますか、行政でやるものと民間にお願いせないかん分が線引きをされているという世界になっているのかなというふうに思っております。

先日、ある保育園と申しますか、あると言ったら語弊がありますが、具体的に須古の保育園でございますけれども、園長先生がお見えになりました。唯一民間で現在やってらっしゃるものですから、いろいろお話を聞かせていただきました。入園者の方の話であるとか、延長保育の話とかいろいろ差し上げたんですけど、その中でどちらからの園児さんが多いんですかという問いをかけたら、よそからもいらっしゃいますよと。鹿島に住まわれている方もいらっしゃいます。以前は佐賀からの人もいらっしゃいましたというような話でございました。そういうことを考えますと、先ほど秀島議員のお話にもありましたように、町内では不足していないかというようなお話でございました。私は、やはり町行政を預かる者として、町の税金を使っている以上はやっぱり有効に使わないかん。無駄のないような使い方をせないかんというのをやっぱり芯に置いとかないといかんやろうというふうに思います。そういった中で、先ほどのお話にもありましたように、町内の中ではトータル的には不足していないんじゃないかなというところを踏まえますと、全国の流れといいますか、他町の流れを見

ましても民営化移行についてはいたし方ないかなと、それと世の流れかなというふう
に考えているところがございます。今さら、今さらと申しましたら語弊ありますけど
も、今のやり方について当分はこのままでいきたいというふうに考えているところ
でございます。

以上でございます。

○秀島和善議員

担当課長にお尋ねします。

まず1点目に、選考委員会を8人から10人にされました。2名ふえているわけ
けれども、ふたば保育園の場合に8名でした。今回10人ということで、その理由は何
なんでしょうか。

2点目に、昨今の全協のときに審査報告書を配って説明をいただきましたので、そ
の審査報告書に基づいてお尋ねします。

審査報告書にはページ数が振ってありませんので、項目で申し上げますけれども、
審査報告書の表表紙を広げて、2として、町における主な選定理由ということで、選
定理由が六角保育園と有明みのり保育園とそれぞれ設けてありました。お聞きした
のが六角保育園のところですか。選定理由として、保育運営における研修の充実による
職員の資質向上について他の応募者に比し、高い評価がなされたということが書かれ
てあります。具体的にどのような資質向上に向けた研修が行われていたのかという
ことについてお尋ねします。

さらに、既存施設同様、正規職員の提案が適切になされておりということになり
ました。こここのところで、現在の六角保育園や有明みのり保育園の職員に対してのアン
ケートがとられているのかどうかということについてお尋ねします。

そして、これは選考経過というところの、そうですね、ページ数が振ってありませ
んののでわかりにくいんですけども、選考経過で24年8月1日から8月16日、9月3
日と振ってあるところ、課長よろしいでしょうか。お聞きしたいところは、平成24年
9月13日に事業者説明会で9法人が参加しています。9法人が。そして、9月26日に
期限つきで質疑の受け付けで4法人、そして10月11日に3法人、それぞれこの法人名
を教えてくださいと思います。

次のページの指定管理者としての適性というところに、②として、実績、経験など
というところで、特別保育事業等が実施されていると。特別保育事業等が実施されて
いるというふうに書いてあります。特別保育事業等とは何を指しているのか。

以上です。

○鶴崎俊昭保健福祉課長

まず、選考委員が8名から10名にふえた件でございます。これにつきましては、議
会等からのお話もいただきまして、関係行政機関、この場合教育委員会ですが、と子
育て支援団体、子育てサークルの代表、この2名を新たに加えて、8名から10名
ということになっております。ちなみに、保護者代表、今回2園ですので2名ですが、
前回ふたばの折にも保護者代表につきましては2名の参加をいただいておりますの

で、先ほど言いました教育委員会と子育てサークルからおのおの1名ずつの2名増で
ございます。

それから、選考理由の研修の充実による職員の資質向上についてということござ
います。これにつきましては、報告書、それからプレゼン等の中で、特に職員の資質
向上には力を入れている、県その他内外の研修会にも出しており、自分たち独自の研
修も行っているということを委員が評価された結果でこういう意見が出ております。

それから、正規の職員、これについても提案書の中で触れられておりました、その
正規職員の採用の提案というものが委員に大きく印象を与えたものと思っております。
これについてのアンケートということですが、これについてのアンケートに
つきましては行っておりません。

それから、公募が始まりましてからの事業者説明会、質疑の受け付け、視察、この
法人の名前をということですが、この法人の名前につきましては申しわけございませ
んが、非公表とさせていただきたいと思っております。御理解をいただきたいと思
います。

それから、特別保育事業につきましては障がい児保育事業がございます。それから、
延長保育事業等の事業が評価されたものと思っております。

○秀島和善議員

もう一つだけ担当課長にお尋ねしますが、前者の質問の中で、途中5年間の契約期
間のときに不祥事が発生したときにはどうなるのかということに対して、担当課長か
らは、5年間の期間があっても不祥事があった場合には契約を見直す場合もあるとお
っしゃいましたけれども、もし見直したときにこの保育の責任はどこが責任を持って
運営していくようになるのでしょうか。

○鶴崎俊昭保健福祉課長

まず、お答えする前に、先ほど御質問がございました六角保育園の理事長のお名前
を私が間違えて言うておりました。私、六角保育園の理事長禿井「ノブタカ」さんと
申し上げたということです。済みません、禿井「隆信」さんでございます。申しわけ
ございません。

それから、先ほどの不祥事というようなことで、万が一そこが撤退するというよう
な場合、保育の責任はというようなことでございます。そういう場合につきましては、
最終的にあかり保育園も残しております。そういうときには、もう全庁体制で保育の
責任遂行してまいらなければならないと思っております。

○西山清則議員

評価委員さんたちは、保護者から以外はほとんど変わってないと思っておりますけども、
それは評価するに当たって、事業所が違った場合は評価の仕方がずっと違ってきます
けども、事業所が一緒のところ申請された場合は、結局評価する人は一緒ですので、
そのまま余り変わらないと思っておりますけども、今回も3事業者が来て、1事業者は前ふ
たばでも申請された方、今度もみのりを審査された方、事業者であると思っておりますけど
も、そういった評価委員さんがほとんど変わらなかつたら、その評価はほとんど変わ

らないと思いますので、評価委員さんの考え方もまたちょっと見直しも必要じゃないかなと思いますけども、同じ事業者が来たときの評価の仕方も一緒になる可能性があるわけですね。だから、事業所が全部変われば評価も変わってくるでしょうけども、そういうときには経験のある評価委員さんがいいと思いますけども、事業所が一緒の場合、同じ評価しかないと思いますので、その辺どういった考えを持っておられるのか、伺いたいと思います。

○鶴崎俊昭保健福祉課長

確かに、質問者おっしゃるとおり、同じ事業者が出てきた場合、評価等が同じになるのではないかと、また昨年と同じ事業者が出てきた場合も同様ではないかということでございます。そういう面も多々あるかと私も実際思います。ただ、また昨年を知っておった方がいらっしゃった場合、昨年との比較、それは余り昨年との比較でどうこうということが評価点に大きくかかわってはいけませんけども、昨年からこういうところがよくなった、こういうところが改善されたという面は見えてくるのではないかと考えております。また、同じ年に同じ業者が複数園に応募された場合ということも、評価が全く同じになるかといいますと、園の規模、園の地理、周辺事情、交通の利便性等々で、またその園に対する考え方もその事業者が変わってまいります。その評価につきまして、各選考委員が判断されたものと考えております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終了します。

議案第16号「土地改良事業の事務の受託について」質疑ありませんか。

○大串弘昭議員

この土地改良事業の事務の委託につきましては、施行がもう25年4月1日からということになっておりますが、そういった中で、おのおの武雄市、あるいは大町町、江北町につきましては、委託をするところ、受託を受ける白石町、これにつきましてあらかじめ第4条にありますけども、白石町はおのおの委託するところについては事務費の経費、そういったものを見積書をあらかじめ提出しなければならないということになっておりますけども、この辺についてはもう見積書は提出されておりますかね。

○嶋江政喜農村整備課長

土地改良事業の事務の受託について、一応4市町で国から管理委託を受けるということになって、代表が白石町ということになっております。それで、第4条に経費の負担ということで、委託事務の話し合いということでございますけど、一応この委託に関する規約、今回上程をしております規約案でございますけど、この取り決めと同時に、経費についても一応協議を終了いたしまして、内容についても一応検討はいたしておりますということよろしいでしょうか。

○大串弘昭議員

今協議をされているということですが、今申し上げましたように、4月1日から事業が始まるということですが、そういった経費等がまだ出ていない中で事業が出発できますかね。

○嶋江政喜農村整備課長

一応協議はもう終わっておりますして、事務の委託費の中には維持管理費、要するに点検整備料、電気料、通信費と、新年度予算にも一応計上はいたしておりますけど、それと日常管理の委託費ですね、これについては白石土地改良区にやっていただくという計画でありますし、それと一応事務を白石町が代表で行うということで、事務費が要ります、当然。職員が当然それをするようになりますから、そこら辺の時間的に計算を、これぐらいは要るだろうということで、協議はもう完了いたしまして、事業費についても一応積算は完了はいたしております。

○大串弘昭議員

その積算の費用というのがわかっておりますかね、金額というか、経費。

○嶋江政喜農村整備課長

大まかではございますけど、大体事業費が1,585万円程度でございます。それで、一応事務委託としてまず270万円、その他維持管理費、日常管理費も含まれますけど、それが約1,315万円程度ということになっております。合わせて1,585万円ということになっております。それで、一応この割合でございますけど、武雄市と大町町と江北町ですね、それと白石町ですけど、一応武雄市が全体の0.59%で約9万4,000円程度、それと大町町が全体の0.25%で約3万9,000円、4万円弱となっております。それと、江北が全体の4.99%でございますして約79万円。それと、あと残りの白石町が全体の94.17%で、ほとんど白石町でございますけど、金額として1,493万円程度ということになっております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終了します。

議案第17号「佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議について」質疑ありませんか。

○秀島和善議員

議案第17号について1点だけお尋ねいたします。

提案理由に、佐賀県市町総合事務組合を組織するとありますけども、日常的にこの

事務組合の業務はどういう内容を行っているのでしょうか。

○百武和義総務課長

佐賀県市町総合事務組合につきましては5つの業務を行っておられまして、まず佐賀県自治会館の事務、それから退職手当事務、それから交通災害共済事務、それから消防団員公務災害補償事務、それから最後に非常勤職員議会議員公務災害補償等事務、以上の5つの事務をされております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終了します。

議案第18号「杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議について」質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認め、質疑を終了します。

議案第31号「固定資産評価員の選任について」質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認め、質疑を終了します。

○赤坂隆義土木管理課長

前の内野議員さんの質問の議案第11号での質問の中で、13条附帯施設のところで、敷地内には必要な自転車置き場、物置、ごみ置き場等の附帯設備を設けなければならぬと、これはいつ変わったのかという御質問がありましたけど、この基準については今から施行するものでございまして、今まで建設された住宅については今までの国の基準に従っていたということで御理解を願いたいと思います。

以上です。

○白武 悟議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

15時27分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年3月13日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 内 野 さよ子

署 名 議 員 西 山 清 則

事 務 局 長 原 田 嘉 典